

官報

号外 昭和四十八年五月十日

第七十一回 衆議院会議録 第三十二号

昭和四十八年五月十日(木曜日)

議事日程 第二十八号

昭和四十八年五月十日

午後二時開議

第一 アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件

第二 千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会決議第二千八百四十七号(XXV)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件

第三 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員小林政子君を懲罰委員会に付するの動議(本部佳昭君外六名提出)

日程第一 アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会決議第二千八百四十七号(XXV)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件

日程第三 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十八年五月十日 衆議院会議録第三十二号

議員小林政子君を懲罰委員会に付するの動議

日程第四 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時二十四分開議
○議長(中村梅吉君) これより会議を開きます。

議員小林政子君を懲罰委員会に付するの動議

(本部佳昭君外六名提出)

○議長(中村梅吉君) 本部佳昭君外六名から、成規の賛成を得て、議員小林政子君を懲罰委員会に付するの動議が提出されております。右動議を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。大村襄治君。

(大村襄治君登壇)

○大村襄治君 私は、ただいま議題となりました議員小林政子君の懲罰を求めるの動議に関し、その趣旨を御説明申し上げます。(拍手)

去る四月二十六日の物価問題特別委員会における議員小林政子君の総理大臣に対する質問のうち、推測に基づき事実を反する発言によって、個人の名誉を傷つけたことは、以下申し上げます調査事実をもつてしても明白であり、国会法並びに衆議院規則に違反しており、懲罰の対象となることは明らかであります。(拍手、発言する者多し)

したがって、私も提案者は、公の場である国会において、一国の総理大臣を誹謗、中傷し、さらに善良なる市民の名誉と権利を傷つけるこのような行為を、このまま見のがすことはできません。(拍手、発言する者多し)

よつて、ここに国会法第二百一十一条第二項の規定に基づき、本部佳昭君を代表とし、以下六名の連名をもつて、議員小林政子君に対する懲罰動議を提出した次第であります。(拍手、発言する者多し)

その事実を明らかにすれば、まず第一に小林君は、株式会社上牧荘が、上越新幹線上毛高原駅予定地から一・五キロメートル以内に土地を購入した事実があると繰り返し指摘されていますが、私の調査によると、そのような事実は全く認められ

ません。(拍手)すなわち、株式会社上牧荘は、群馬県利根郡月夜野町大字石倉において旅館業を営んでおりますが、その位置は、上毛高原駅予定地より距離にしておよそ六・五キロメートル離れた地点にあります。また、その敷地として約一万六千七百平方メートルを所有しております。この土地は、現在の株式会社上牧荘が経営する以前の経営者から引き継いだもので、登記簿上は、昭和四十四年十月一日に合筆登記となっており、これは登記上の整理を行なったにすぎません。また、敷地の買い増しの大部分は、昭和四十三年二月に地続きのがけ地一千六百二十九平方メートル、すなわち、五百坪にも満たない土地を購入されておりますが、これは地続きの土地を買い増したにすぎません。また、小林君は、昭和四十三年から四十四年にかけて、株式会社上牧荘が石倉地域の土地を相当買っていると申されていますが、これは、合筆登記を新規取得と誤認して、いかにも大量の土地がその時点において売買されたかのごとき発言をされたのではないかと。もしそうだとすれば、軽率な発言といわざるを得ないものであります。(拍手、発言する者多し)

以上のほか、株式会社上牧荘は、現在旅館が建っている地点に近い月夜野町大字上牧字岩竹日影に、昭和四十三年五月に従業員の福利厚生施設として、建設予定地として、四千四百二十七平方メートル、すなわち、千三百四十坪ほどの土地を購入しております。これもまた、小林君がいう、土地が相当買われているとはいえないのであります。

以上の土地のすべては、小林君の指摘するような地域内には全く所在しておりません。したがって、同駅から一・五キロメートル以内で大規模の土地を買いあさっているがごとき小林君の発言は、事実と反するものと断定せざるを得ないのであります。(拍手、発言する者多し)

第二に、新幹線計画が発表された時点の中で、駅の近辺の山林原野が相当買われている事実について責任を感じないかどうかとの質問については、

八七七

昭和四十八年五月十日 衆議院會議録第三十二号

議員小林政子君を懲罰委員会に付するの動議

八七八

小林君の指摘する時点及び地域の中での土地の購入が行なわれていないことは明白であり、したがって、責任の有無を論ずること自体がナンセンスといわざるを得ないのであります。(拍手、発言する者多し)

あたかも総理大臣が、その地位を利用して、土地の買占めに加担しているがごとく事実を歪曲し、国会という公の場において、マスコミを通じて多くの人々に誤解を与えたばかりでなく、一国の代表者である総理大臣の名譽を著しく傷つけようとする発言以外の何ものでもないといわなければならぬのであります。(拍手、発言する者多し)

さらに重大なことは、善良なる市民に対する国会議員小林政子君としての責任について申し上げなければなりません。

すなわち、議員小林君は、国会の場を利用して、事実を確かめせず、内閣総理大臣の友人であるということだけで、善良なる市民を名ざしで買占めの張本人であるがごとく発言を行なったのであります。

このことは、事実無根のことを公の場で名ざしで発言することによって、総理大臣はもとより、何らの関係もない国民に對し、多大の迷惑を及ぼしたことは明白であります。ことに、サービス業を営んでいる本人にとつては、社会的信用を失い、名譽を著しく傷つけられ、営業はもとより、私生活にも甚大なる影響を受けております。このことは、国会議員が院における発言を院外で責任を問われることのない、免責特権を与えられていることをいふこととしてこのような発言をしたとするならば、傷つけられた人は、その責任をだれに問ふというのでありましょいか。国会の場でのみ、これらの人を守る以外に守る手だてはないのであります。このようなことがもし国会の場で許されるならば、もはや国会議員の権利の乱用であり、言論の暴力以外の何ものでもありません。(拍手、発言する者多し)

したがって、議員の発言は、慎重の上にも慎重でなくてはならず、国会の権威と議院の品位を守

る上でも、小林君の発言が不適当であつたことは明白であり、他の責任を云々する以前に、小林君自身、みずからの責任を猛省すべきであると思ふのであります。(拍手)

第三には、政治的地位を利用して、あたかも田中総理大臣が、株式会社上牧荘が土地を取得するのに当時の地位を利用して協力したかのとき発言は、全く事実無根であります。

なぜなら、田中総理大臣が党役員在任中に、鉄道建設審議会委員になり、その審議に参加した事実はありますが、この審議会の任務が、新幹線建設については、純然たる基本計画及び整備計画を運輸大臣が決定するための諮問機関であり、路線並びに駅の位置等については、具体的な審議をした事実もなく、従来からこれらのことを審議していたてまえになつてゐることは周知のことであり、また、この審議会の委員の構成を見ても明らかによろしく、自由民主党以外に、社会党や公明党の議員も審議会委員として参加し、公正な運営をはかつてゐるのであります。

さらに、株式会社上牧荘が土地を取得した時期と上越新幹線計画との関係は全く認められませんが、

なぜなら、上越新幹線の構想が始まつたのは、昭和四十四年五月新全国総合開発計画の決定に始まり、昭和四十六年一月十八日に東北、上越、成田新幹線の基本計画が公示され、これに基づいて同年九月十日公同及び国鉄に調査の指示が出されたのであります。この時点で初めて路線等について具体的に計画が着手されたものであります。いわんや、駅の位置について検討に入つたのは、四十六年四月一日であり、上毛高原駅の決定は同年十月十四日に行なわれたのであります。

以上によつても明らかによろしく、株式会社上牧荘が上越新幹線計画を事前に知り得る立場にもなく、また同荘の土地取得が、時期的にも新幹線計画とは何ら関係もないことは明白であり、総理大臣が当時の地位を利用して情報を事前に提供したかのごとく推測することは、事実を無視すること

はなはだしいものがあるといわざるを得ません。以上のとおり、私の調査したところによりますと、議員小林君の発言は、全く事実と相違するばかりでなく、個人の名譽を著しく傷つけ、国会の品位を失墜させる発言と断ぜざるを得ないのであります。(拍手、発言する者多し)

およそ国会議員は、議院内での発言は、院外で責任を問われないといふことは、憲法第五十一条の規定により保障されておりますが、このことは、決して、院内では何を言つてもよい、何をしてもよいということではなく、むしろ院内の言動はあくまで国会議員みずからの責任において、事実に基づいて正々堂々行なわれるべきであり、単なる推測に基づいて個人を誹謗したり、国会の品位を傷つける等の行為が断じてあってはならないことは論をまたないところであります。(拍手)

私は、これまで小林君とは、大蔵委員会席を同じくし、同君の平生のまじめな態度にはひそかに敬意を抱いておりました。(拍手)しかるに、同君の今回の発言は、同君の平生に似ない無責任かつずさんきわまりない発言であり、どうしてこのような発言をされるに至つたか、私の理解に苦しむところであります。同席の委員の方々も、おそらく同様の感を抱かれたものと思ひます。もし、小林君の発言が、同君の意思のみに基づくものであらうとして、周囲に動かされての発言であるとすれば、事は一そう重大であるといわねばなりません。

何となれば、そのようなことは、言論の自由の名をかりて、国会を一派の宣伝の具に供しようとするものであり、そのようなことが放置されるならば、国会の秩序を守り、その品位を保つことはとうてい不可能となり、ひいては、議會制民主主義の崩壊につながるものといわざるを得ないのであります。(拍手、発言する者多し)

しかも、その後、同君より、何らの反省の意思表示もなく今日に及んでいることは、個人の名譽と権利を守るべき国会の権威を失墜させた責任は、まことに重大といわなければなりません。国

会の品位と権威を保ち、国民の信頼をつなぐためにも、このことを看過すべからざるものといわなければなりません。(拍手)

したがって、われわれといたしましては、物価問題特別委員長に對し、小林君に對する善処を申し入れましたが、遺憾ながらその意に沿つていただけぬ旨の意向があらうしたので、ここに、小林君の発言を断じて許されざることとして、同君に對する懲罰動議を提出し、その理由を明らかにした次第であります。(拍手)

何とぞ、党派の別なく、わが国の民主主義議會政治の健全なる発展のためと、国会における発言のあるべき真の姿を取り戻すためにも、ふるってこの動議に御賛同あらんことを切に要望いたします。提案理由の説明といたします。(拍手)

○議長(中村梅吉君) この際、小林政子君から弁明をいたしたいとの申し出があります。これを許します。小林政子君。

〔小林政子君登壇〕

○小林政子君 私は、ただいま提出された、私を懲罰委員会に付するとの動議に對し、一身上の弁明をいたしたいと思ひます。(拍手)

去る四月二十六日、私は、本院物価問題特別委員会において、田中総理に對する質問を行ないました。その趣旨は、上越新幹線上毛高原駅予定地周辺の土地買収をめぐる起きている疑惑を取り上げ、総理の政治姿勢はいかなるものであるか、これを国民の前に明らかにされるよう求めたものであります。(拍手)

ところが、私のこの質問について、いま一部の自民黨議員から、事実と反するとか、個人の名譽、院の品位を傷つけたなどの理由をあげて、懲罰動議が出されているのであります。一体、私の質問のどこが院の品位をそこなうと言われるのか。(拍手)何をさして個人の名譽を傷つけると言われるのか。疑惑をただすのがなぜ懲罰に値するののか、全く理解に苦しむところであります。(拍手)自分の気に入らぬことがあると、すぐ懲罰

の名によって抑圧しようとするこの動議について、私はどうして承服することはできません。(拍手、発言する者あり)

そもそも国会は国権の最高機関であり、言論の府であり、国政審議の場であり、国民に關して國民が抱いているさまざまな疑問や不満を取り上げ、國民が聞きたいこと、問いたしたいことと願っていることを議員が積極的に取り上げ、政府に質問することは、国会議員としての当然の責務であり、権利であります。(拍手)

田中総理は、私の質問に対し、「非常に不愉快な発言だ」「事実を調べて責任を負え」などと、冒頭からたいへん興奮され、感情を露骨に示して、冷静に答弁するという態度ではありませんでした。國民の不信や疑惑に基づく質疑に対し、このような態度で臨まれることを批判するべきではないでしようか。(拍手)

もとより、私は事実に基づいて質問をいたしております。上毛高原駅の決定と同駅予定地周辺における土地買収には、幾つかの疑惑がからんでおります。私は、ここではその要点を簡単に指摘しておくにとどめたいと思っております。

上越新幹線の上毛高原駅は、昭和四十六年十月決定されました。それは群馬県利根郡月夜野町であります。

もともと北毛地域、北群馬の人々は、新しい駅の設定は、この地域の中心部の都市、沼田市などになるであろうと予想しつつも、その誘致運動を進めておりました。ところが、結果は、この人口まばらな山峡の地、おもな旅館は二軒という上牧温泉、しかも総理の親類の友、入内島氏が経営する上牧荘の近くに上毛高原駅の設置が決定されたのであります。当然ながら、政治的疑惑は、周辺住民の中で広がって来たのであります。

また、上毛高原駅発表前後から、その周辺地域、従来あまり不動産の移動のなかったこの地域で、山林原野を中心に相当広範に土地の買収、買占め工作が不動産業者によって始められ、その地

価が高騰しています。

こうしたときに、総理がかつて役員であった株式会社上牧荘が事業計画を拡大し、土地を買収していることについても、周辺住民の疑惑が生まれているのであります。(拍手、発言する者あり)

上牧荘は、昭和三十五年現在の田中総理が当時の経営陣に加わって後、急速に増資を重ね、前経営者当時と比較して、昭和三十九年までわずか数年の間に、資本金は四十八倍に増資されました。昭和四十二年五月には、入内島夫人が取締役就任するとともに、六月には定款を変更して、新しく営業目的にも「土地建物の売買並びに

幹旋」「ビル」の経営並びに管理」が追加されたのであります。そして七月には、資本金はさらに二倍半にふやされているのであります。この地域では土地の売買などあまり行なわれない時期であり、何のために行なわれたのかという疑問が起るのには当然のことです。(拍手、発言する者あり)

ところが、定款変更が行なわれてから二カ月後の四十二年八月末、上越新幹線を含む全国新幹線網が発達されたのであります。さらに発表後、入内島氏は代表取締役就任し、昭和四十三年から四十六年にかけて、登記簿上明白なものだけでも、山林原野等合計六千五百八十四平米を買収しております。こうした中で昭和四十六年十月、上毛高原駅の決定が公にされたのであります。

また、御承知のように、昭和四十七年一月、当時の衆議院副議長であった荒松清十郎氏の発言の問題であります。荒松氏は、上越新幹線をつくる問題については、通産大臣をやっている田中角栄氏、外務大臣の福田赳夫氏と副議長の荒松清十郎氏のこの三氏が、どこにともるか、どう通しているかというようなこともきめたのだと発言をされているのであります。

上牧荘の定款変更や、この地域であれこれの土地買収、そして上毛高原駅の決定、これらについて人々が疑惑を持たれるのは当然の成り行きで

はないでしようか。(拍手、発言する者あり)

ところで、自民党一部の議員は、議運委員会では懲罰動議の提出理由を説明して、上毛高原駅から一・五キロ以内には上牧荘の土地買収の事実はない、私の質問は事実無根だと言っています。しかし、私が指摘したのは、石倉地区という地域の土地の買収であり、一・五キロを一・五キロと言

い違えたわけではありません。石倉地区における土地買収の事実はあるのであります。(拍手)私は、この言い違えを訂正するにやぶさかではありません。

しかし、買収土地が駅周辺地域であることに何ら変わりはないのであります。(拍手)

また、自民党の一部の議員は、買収地の一部は従業員宿舎などの建設用地だと言われています。しかし、上牧荘の買収したこの土地は、上牧温泉から奈女沢温泉に通ずる道路の入口の要所に位置し、高さ約三メートル近くの滝に接する土地であります。また、すでに上牧荘は昭和四十年、二階建ての寄宿舍を新築しており、さらにその上に従業員宿舎用地として、四千六百平米以上の広大な土地を必要とすることは、常識ではとうてい考えられないのであります。しかし、この問題についても、質疑の中で説明すれば済むことではありません。

私は、以上述べましたように、事実に基づいて、上越新幹線上毛高原駅の決定と、上牧荘の土地買収問題をめぐる疑惑と関連して、田中総理の政治姿勢をたどしたのであります。事実に基づいて、國民の中にある疑惑をたどすことがなぜ懲罰に値するのでしょうか。(拍手)

もし、田中総理がみずからの政治姿勢にささかの疑点もないならば、堂々と答弁し、國民の疑惑を晴らすべきであります。これこそ、主権者たる國民に対する総理のとるべき当然の態度だと私は思うのであります。(拍手)

ところが、筋違いにも、質問した私を懲罰委員会に付せと要求しているのであります。これは、まさに議員の審議権に対する抑圧であり、國民に

対する挑戦といわざるを得ません。(拍手、発言する者あり)

すでに述べましたように、国会は国政審議の場であり、言論の府であります。國民の疑惑をただす質問にはこまかく意を尽くし、これに答えるのが為政者のとるべき当然の態度であります。たとえ、為政者にとって不愉快であろうとも、いやしくも私的感情をまじえるべきものではないと思

います。個人的感情のおもむくままに、國民の疑惑をただす質問を一方的に抑圧するとすれば、これはまさに言論の自由に対する侵犯であり、国会の自殺行為であり、憲法違反の暴挙といわなければなりません。(拍手、発言する者あり)

いま、田中内閣の政治のもとで、大資本、大商社の土地投機や商品買占めなどの反社会的行為が全国にわたって横行し、各地でさまざまな疑惑を生み出す事件が相次いで起きております。また、國民生活の破壊を顧みない大資本本位の政治に対する國民の不信や疑惑が今日いよいよ深まっています。これは、最近の新聞の世論調査の結果を見るまでもないことであります。(拍手)

このような状況のもとで、國民の抱く疑惑や不満に積極的にこたえ、それをただすことこそ、国会と国会議員に課せられた重要な責務と認めるのであります。(拍手)何ら懲罰に値するものではありません。(拍手、発言する者あり)

私は、まさにこのような確信のもとに質問をしたのであります。この私の質問が、個人の名誉を傷つけ、国会の品位をそこなうものであるとして懲罰に付すなら、一体、国会は、国会議員の言論に對して何を保障しているといえるのでしょうか。(拍手)もし、私の発言が多数の力により懲罰にかけられるなら、国会は、もはや民主的な言論の府としての権威を失い、その歴史に重大な汚点を残すことになるでしよう。(拍手)私の発言は、絶対に懲罰に付されるようなものではありません。

私に對する懲罰動議は、決して私個人に對する

昭和四十八年五月十日 衆議院會議録第三十二号

議員小林政子君を懲罰委員会に付するの動議

八八〇

懲罰動議ではありません。国会議員としての言論、国民に対し責任を持つとする国会議員に対する懲罰といわなければなりません。(拍手、発言する者あり)

私は、国会の権威を守り、言論の自由、議会制民主主義を断固として守り抜くために、同僚議員の皆さんが、党派を越えてこの懲罰動議に反対されることを心から期待して、一身上の弁明を終わります。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 懲罰の動議は討論を用いずに採決することとなっております。よって、直ちに採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本部佳昭君外六名提出、議員小林政子君を懲罰委員会に付するの動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕
○議長(中村梅吉君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(中村梅吉君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(中村梅吉君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(中村梅吉君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百九十二

可とする者(白票) 二百六

否とする者(青票) 百八十六

○議長(中村梅吉君) 右の結果、議員小林政子君を懲罰委員会に付するに決しました。(拍手)

本部佳昭君外六名提出議員小林政子君を懲罰委員会に付するの動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君	小林 正巳君	小宮山重四郎君	林 大幹君	原 健三郎君
阿部 喜元君	愛野興一郎君	小山 長規君	河野 洋平君	深谷 隆司君	福田 篤泰君
赤城 宗徳君	赤澤 正道君	河本 敏夫君	國場 幸昌君	福田 一君	福永 健司君
天野 光晴君	荒木萬壽夫君	近藤 孝行君	佐々木義武君	藤井 勝志君	藤尾 正行君
荒松清十郎君	有田 喜一君	齊藤 孝史君	齋藤 邦吉君	藤本 孝雄君	藤山愛一郎君
井原 岸高君	伊東 正義君	三枝 三郎君	坂村 吉正君	船田 中君	保利 茂君
石井 一君	石原慎太郎君	坂本三十三君	塩川正十郎君	坊 秀男君	細田 吉藏君
稻葉 修君	稻村佐四郎君	塩崎 潤君	塩谷 一夫君	本名 武君	前尾繁三郎君
稻村 利幸君	今井 勇君	澁谷 直藏君	島田 安夫君	前田 正男君	増岡 博之君
宇田 國榮君	宇野 宗佑君	正示啓次郎君	白濱 仁吉君	松岡 松平君	松澤 雄藏君
上田 茂行君	植木庚子郎君	菅波 茂君	鈴木 善幸君	松永 光君	松野 幸泰君
白井 莊一君	内海 英男君	住 栄作君	關谷 勝利君	松野 頼三君	三池 信君
浦野 幸男君	江藤 隆美君	園田 直君	染谷 誠君	三塚 博君	三原 朝雄君
小川 平二君	小此木彦三郎君	田川 誠一君	田中 榮一君	水田三喜男君	湊 徹郎君
小沢 一郎君	小澤 太郎君	田中 覚君	田中 正巳君	宮崎 茂一君	宮澤 喜一君
小沢 辰男君	小淵 恵三君	田村 元君	田村 良平君	武藤 嘉文君	村岡 兼造君
越智 伊平君	大石 千八君	高鳥 修君	高橋 千寿君	村上 勇君	村田敬次郎君
大竹 太郎君	大西 正男君	竹下 登君	谷垣 專一君	村山 達雄君	毛利 松平君
大橋 武夫君	大村 襄治君	千葉 三郎君	地崎宇三郎君	栗山 ひで君	森 美秀君
奥田 敬和君	奥野 誠亮君	塚原 俊郎君	坪川 信三君	森 喜朗君	森下 元晴君
加藤 紘一君	加藤 六月君	戸井田三郎君	徳安 實藏君	森山 欽司君	安田 貴六君
加藤 陽三君	海部 俊樹君	床次 徳二君	中尾 栄一君	保岡 興治君	山口 敏夫君
笠岡 喬君	金子 一平君	中尾 宏君	中垣 國男君	山下 徳夫君	山下 元利君
片岡 清一君	亀岡 高夫君	中川 一郎君	中村 弘海君	山崎平八郎君	山田 久就君
金子 岩三君	鴨田 宗一君	中山 拓道君	中村 寅太君	山中 貞則君	吉永 治市君
龜山 孝一君	飯谷 忠男君	灘尾 弘吉君	中村 正暉君	早稲田柳三郎君	綿貫 民輔君
唐沢俊二郎君	菅野和太郎君	西岡 武夫君	丹羽 兵助君	渡部 恒三君	渡辺 栄一君
瓦 力君	木村 武雄君	西銘 順治君	西村 英一君	渡辺 紘三君	渡辺美智雄君
木村 佳昭君	吉川 久衛君	野田 毅君	根本龍太郎君	安宅 常彦君	阿部 昭吾君
久野 忠治君	久保田次君	野呂 恭一君	野中 英二君	阿部 助哉君	阿部未喜男君
草野 一郎平君	鯨岡 兵輔君	葉梨 信行君	羽生田 進君	井岡 大治君	井上 泉君
熊谷 義雄君	倉成 正君	橋口 隆君	萩原 幸雄君	井上 普方君	石野 久男君
栗原 祐幸君	黒金 泰美君	橋本龍太郎君	橋本登美三郎君	石橋 政嗣君	板川 正吾君
小泉純一郎君	小坂善太郎君	旗野 進一君	長谷川 峻君	稲葉 誠一君	上原 康助君
小島 徹三君	小平 久雄君	服部 安司君	八田 貞義君	枝村 要作君	小川 省吾君
		濱野 清吾君	早川 崇君	大出 俊君	大柴 滋夫君

昭和四十八年五月十日 衆議院會議録第三十二号

議員小林政子君を懲罰委員会に付するの動議

アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件 八八一

大原 亨君	岡田 哲見君	加藤 清政君	勝澤 芳雄君	角屋堅次郎君	金丸 徳重君	川崎 寛治君	河上 民雄君	木原 実君	久保 三郎君	久保田鶴松君	小林 進君	上坂 昇君	佐々木三三君	佐藤 敬治君	佐藤 進君	坂本 恭一君	柴田 健治君	島本 徳松君	清水 徳松君	田口 一男君	田邊 誠君	高沢 寅男君	竹内 猛君	楠 兼次郎君	土井たか子君	中村 茂君	楠崎弥之助君	野坂 浩賢君	長谷川正三君	日野 吉夫君	福崎 義登君	古川 喜一君	堀 昌雄君	三宅 正一君	武藤 山治君	村山 富市君	八木 一男君
太田 一夫君	岡田 春夫君	加藤 清二君	勝岡田清一君	金瀬 俊雄君	金子 みつ君	川俣健二郎君	木島喜兵衛君	北山 愛郎君	久保 等君	小林 信一君	兒玉 末男君	神門至馬夫君	佐藤 觀樹君	佐藤 憲治君	齊藤 正男君	阪上安太郎君	島田 琢郎君	嶋崎 謙君	下平 正一君	田中 武夫君	多賀谷眞稔君	高田 富之君	竹村 幸雄君	辻原 弘市君	中澤 茂一君	中村 重光君	成田 知巳君	芳賀 貢君	原 茂君	平林 剛君	藤田 高敏君	細谷 治嘉君	松浦 利尚君	美濃 政市君	村山 喜一君	森井 忠良君	八木 昇君

安井 吉典君	山崎 始男君	山田 芳治君	山本 政弘君	湯山 勇君	横路 孝弘君	吉田 法晴君	渡辺 三郎君	荒木 宏君	石母田 達君	浦井 洋君	神崎 敏雄君	栗田 翠君	紺野与次郎君	庄司 幸助君	田中美智子君	津川 武一君	土橋 一吉君	中路 雅弘君	野間 友一君	東中 光雄君	不破 哲三君	増本 一彦君	三浦 久君	村上 弘君	浅井 美幸君	有島 重武君	小川新一郎君	大野 潔君	近江巳記夫君	北側 義一君	坂井 弘一君	鈴切 康雄君	田中 昭二君	竹入 義勝君	広沢 直樹君	松尾 信人君	矢野 均也君
山口 鶴男君	山田 耻目君	山中 吾郎君	山本弥之助君	米田 東吾君	横山 利秋君	和田 貞夫君	青柳 盛雄君	諫山 博君	梅田 勝君	金子 満広君	木下 元二君	小林 政子君	柴田 睦夫君	瀬崎 博義君	多田 光雄君	寺前 巖君	中川利三郎君	中島 武敏君	林 百郎君	平田 藤吉君	正森 成二君	松本 善明君	三谷 秀治君	山原健二郎君	新井 彬之君	石田幸四郎君	大久保直彦君	大橋 敏雄君	岡本 富夫君	小濱 新次君	坂口 力君	瀬野栄次郎君	高橋 繁君	林 孝矩君	伏木 和雄君	松本 忠助君	山田 太郎君

渡部 一郎君 安里積千代君
稲富 稜人君 内海 清君
小沢 貞孝君 折小野良一君
春日 一幸君 河村 勝君
神田 大作君 小平 忠君
小宮 武喜君 竹本 孫一君
塚本 三郎君 永末 英一君
宮田 早苗君 和田 耕作君
渡辺 武三君 瀬長亀次郎君

日程第一 アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件
日程第二 千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会決議第二千八百四十七号(XXV)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件
○議長(中村梅吉君) 日程第一、アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会決議第二千八百四十七号によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。
昭和四十八年二月二十日
内閣総理大臣 田中 角榮

理由
この協定は、アフリカ諸国の経済的及び社会的開発に貢献するため、アフリカ開発銀行の活動を補足する機関としてアフリカ開発基金を設立することを目的とするものであつて、この協定を締結することは、開発途上にある国との経済協力を積極的に推進することを念願としてゐるわが国にとつてきわめて望ましいことと考えられる。よつてこの協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

アフリカ開発基金を設立する協定
この協定の締結国及びアフリカ開発銀行は、次の規定によつて規律されるアフリカ開発基金を設立することを協定した。
第一章 定義
第一条
別に明記され又は文脈によつて別に解釈される場合を除くほか、この協定において、
「基金」とは、この協定によつて設立されるアフリカ開発基金をいう。
「銀行」とは、アフリカ開発銀行をいう。
「構成国」とは、銀行の構成国をいう。
「参加者」とは、銀行及びこの協定の締結国となる国をいう。

「参加国」とは、銀行以外の参加者をいう。
「原参加者」とは、銀行及び第五十七条1の規定に従つて参加者となる各参加国をいう。
「出資」とは、参加者が第五条、第六条又は第七条の規定に従つて出資する額をいう。
「計算単位」とは、純金〇・八一八五一二六五グラムの価値を有する一計算単位をいう。
「自由交換可能通貨」とは、参加者の通貨であつて基金が国際通貨基金と協議した後に基金の業務のための通貨に十分に交換可能であると認められたものをいう。

「総裁」、「総務会」及び「理事会」とは、それぞれ基金の総裁、総務会及び理事会をいい、総務

会及び「理事会」とは、それぞれ基金の総裁、総務会及び理事会をいい、総務

会及び「理事会」とは、それぞれ基金の総裁、総務会及び理事会をいい、総務

昭和四十八年五月十日 衆議院會議録第三十二号

アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件外一件

八八二

及び理事については、それぞれ総務及び理事として行動する場合における総務代理及び理事代理を含む。

「地域」とは、アフリカ大陸及びアフリカの諸島をいう。

2 章、条、項及び附属書というときは、この協定の章、条、項及び附属書をいう。

3 章及び条の表題は、参照の便宜のためにのみ挿入されており、この協定の一部をなすものではない。

第二章 目的及び参加

第二条 目的

基金は、銀行がその構成国の経済的及び社会的開発並びに特に構成国の間における協力（地域の全部又は一部にわたる協力を含む）及び国際貿易の促進に一層効果的に貢献することを援助することを目的とする。基金は、そのような開発にとつて最も重要でありかつこれに役だつた企図のため、緩和された条件による融資を行なう。

第三条 参加

1 基金の参加者は、銀行及びこの協定に従つてこの協定の締約国となる国とする。

2 原参加国は、附属書Aに掲げる国で第五十七条1の規定に従つてこの協定の締約国となる国とする。

3 原参加者でない国は、この協定に反しない条件であつて、参加者の全投票権数の賛成票によつて採択された全会一致の決議により総務会が決定するものに従つて、参加者及びこの協定の締約国となることができる。その参加は、国際連合若しくはそのいずれかの専門機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国にのみ開放される。

4 いずれの国も、自国のために行動する団体又は機関に対し、この協定に署名し及び、第五十五条に規定する事項を除くほか、この協定に関するすべての事項につき自国を代表する権限を与えることができる。

第三章 資金

第四条 資金

基金の資金は、次のものから成る。

(i) 銀行の出資

(ii) 参加国の出資

(iii) 基金が受領するその他の資金

(iv) 業務から生ずる資金その他基金が取得する資金

第五条 銀行の出資

銀行は、その当初出資として附属書Aにおいて銀行名に対応して掲げる計算単位で表示された額を基金に払い込むものとし、このため、銀行の「アフリカ開発基金勘定」にある資金を使用する。払込みは、参加国の当初出資の払込みについて次条2に定める条件と同一の条件で行なう。銀行は、その後は、銀行の総務会が決定することのある額を基金と合意する条件で出資する。

第六条 参加国の当初出資

1 各参加国は、参加者となる際に、自国に割り当てられた額を出資する。以下、その出資を当初出資という。

2 各原参加国に割り当てられる当初出資は、附属書Aにおいてそれぞれの国名に対応して掲げる額とし、計算単位で表示され、また、自由交換可能通貨で払い込まれる。払込みは、次のとおり三回の均等年賦で行なう。第一回の分割払については基金が第六十条の規定に従つて業務を開始する日の後三十日以内に又は原参加国がその期間の満了の後にこの協定の締約国となる場合には締約国となる日に、第二回の分割払についてはその後一年以内に、第三回の分割払については第二回の分割払が行なわれた日又は第二回の分割払の期限の満了の日のいずれか早い方の日の後一年以内に払込みを行なう。基金は、基金の業務が必要とする場合には、第二回及び第三回の分割払のいずれか一方又は双方について早期に払込みを行なうよう要請することができる。ただし、そのような払込みは、完全

に各参加者の任意のものとする。

3 原参加者以外の参加国の当初出資も、計算単位で表示され、また、自由交換可能通貨で払い込まれる。当該出資の額及び払込みの条件は、基金が第三条3の規定に従つて決定する。

4 各参加国は、基金が同意する場合を除くほか、この条の規定に従つて自国が払い込んだ自国通貨の自由交換可能性を維持する。

5 参加国は、この条の規定にかかわらず、予算上の又は他の事情により必要とされる場合には、この条に規定する払込みを三箇月をこえない範囲内において延期することができる。

第七条 参加国の追加出資

1 基金は、原参加者の当初出資の払込み予定及び自己の業務に照らして適当と認める時に並びにその後は適当な間隔を置いて、その資金が十分であるかどうかを検討するものとし、望ましいと認めるときは、基金が決定する条件による参加国の出資の一般的増加を承認することができる。基金は、第一文の規定にかかわらず、いつでも参加国の出資の一般的又は個別的増加を承認することができる。ただし、個別的増加は、当該参加国の要請があつた場合のみ考慮される。

2 1の規定に従つて個別的な追加出資が承認された場合には、各参加国は、1の規定の下での条件よりも不利でない条件であつて基金が合理的に決定するものに従い、参加国の間における自国の相対的な投票権を維持することを可能にする額を出資する機会を与えられる。

3 いずれの参加国も、出資の一般的又は個別的増加があつた場合に追加の額を出資する義務を負わない。

4 1の一般的増加についての承認及びその増加に関連する決定には、参加者の総投票権数の八十五パーセント以上の多数を必要とする。

第八条 その他の資金

1 基金は、この条の規定に従うことを条件とし

て、構成国、参加者及び参加者でない国並びに公的又は私的な団体からその他の資金（贈与及び貸付けを含む）を受領するための取極を行なうことができる。

2 この取極は、基金の目的、業務及び方針に合致し並びに基金又は銀行に対して管理上又は財政上の不当な負担を課することのない条件で行なわれる。

3 この取極は、技術援助のための贈与に関する取極を除くほか、基金が第十五条4及び5の規定を遵守することができるような条件で行なわれる。

4 この取極は、理事会によつて承認されるものとし、構成国でなくかつ参加国でない国又はその国の機関との取極を行なう場合には、参加者の総投票権数の八十五パーセント以上の多数による承認を必要とする。

5 基金は、その業務の運営に必要とされる一時的な融通措置を除くほか、緩和された条件によらない貸付けを受けてはならない。基金は、いかなる市場においても借入れを行なつてはならず、又は借入人、保証人その他の資格でいかなる市場における証券の発行にも参加してはならないものとし、また、1の規定に従つて受けた貸付けに係る債務を証明する譲渡可能な債務証券を発行してはならない。

第九条 出資の払込み

基金は、参加者が第五条から第七条まで又は第十三条の規定に従つて払い込むべき出資のうち基金の業務に必要としない部分を、参加者又は第十三条の規定に従つて参加者が指定した寄託所が発行する手形、信用状その他これらに類する債務証券の形態で受領する。その手形その他の債務証券は、譲渡禁止かつ無利子のもので、要求があり所がない場合には基金が指示するところに従い、その額面価額で払込みが行なわれるものでなければならぬ。その手形、信用状その他の債務証券

の発行又は受領にかかわらず、第五条から第七条まで及び第十三条の規定に基づき参加者の義務は、存続する。この条の規定を援用しない参加者の出資として基金が保有する額は、基金が自己の管理費その他の費用をまかなうための収入を得るため、預金又は投資することができ、基金は、支出に充てるため、出資の形態のいかんを問わずすべての出資について、合理的な期間を通じてできる限りの比例的に引き出す。

第十条 責任の限度

いずれの参加者も、基金の参加者であるという理由によつて、基金の行為又は義務について責任を負うものではない。

第四章 通貨

第十一条 通貨の使用

1 第五条及び第六条の規定に従つて行なわれた出資の払込みとして受領した通貨又はその出資に関連して第十三条の規定に基づいて受領した通貨は、基金が自己のあらゆる業務のため及び、理事会の承認を条件として、自己の業務に必要としな資金の一次的な投資のため、使用し及び交換することができる。

2 第六条並びに第七条1及び2の規定に基づく出資の払込みとして受領した通貨、その出資に関連して第十三条の規定に基づいて受領した通貨又は第八条の規定に基づくその他の資金として受領した通貨の使用は、それらの通貨の受領に係る条件又は、第十三条の規定に基づいて受領した通貨については、それによつて価値が維持される通貨の受領に係る条件によつて規律される。

3 基金が受領したその他のすべての通貨は、基金が自己のあらゆる業務のため及び、理事会の承認を条件として、自己の業務に必要としな資金の一次的な投資のため、自由に使用し及び交換することができる。

4 この条の規定に反するいかなる制限をも課してはならない。

第十二条 通貨の価値の決定

1 いずれかの通貨の価値を他の通貨又は計算単位で決定することがこの協定の下で必要とされる場合には、その価値の決定は、基金が国際通貨基金と協議したうえで合理的に行なう。

2 基金は、国際通貨基金に設定した平価を有しない通貨については、計算単位によつて表示されるその通貨の価値を1の規定に従つて随時決定するものとし、このようにして決定された価値は、この協定（次条1及び2を含むが、これらの規定に限定されない。）の適用上、その通貨の平価とみなす。

第十三条 保有通貨の価値の維持

1 参加国の通貨の国際通貨基金における平価が計算単位換算で引き下げられた場合又は参加国の通貨の外国為替相場がその国の領域内で著しく低落したと基金が認める場合には、その参加国は、自国が第六条及びこの1の規定に従つて基金に払い込んだ自国通貨（第九条の規定に従つて受領した手形、信用状その他の債務証券の形態で保有されているかどうかを問わない。）の額の出資の時ににおける価値を維持するために必要な自国通貨の額を相当の期間内に基金に支払う。ただし、この規定は、その通貨がまだ支出されておらず又は他の通貨に交換されていない場合に限り、かつ、その額を限度として、適用する。

2 参加国の通貨の平価が計算単位換算で引き上げられた場合又は参加国の通貨の外国為替相場がその国の領域内で著しく上昇したと基金が認める場合には、基金は、1の規定が適用されるその国の通貨の額の価値の増加額に等しいその国の通貨の額を相当の期間内にその国に返還する。

3 すべての参加国の通貨の平価が国際通貨基金によつて一律に変更される場合には、基金は、この条の規定の適用を免除し又はその効力の停止を宣言することができる。

第五章 業務

第十四条 資金の使用

1 基金は、構成国の領域における経済的及び社会的開発を促進するための事業計画及び総合計画に対して融資を行なうものとし、そのような融資を、緩和された条件による融資を必要とする経済の状況及び見通しにある構成国のために行なう。

2 基金が行なう融資は、当該地区の必要に照らして開発上の優先度が高いと基金が認める目的のため、かつ、特別の場合を除くほか、特定の事業計画又は事業計画群、特に、一国又は地域の全部若しくは一部に関する総合計画の一部を構成するものに対して行なわれるものとし、基金が承認した特定の事業計画に転貸するため国の開発銀行その他の適当な団体に対して行なう融資を含む。

第十五条 融資の条件

1 基金は、構成国が反対する場合には、その構成国の領域内における事業計画に対して融資を行なうてはならない。ただし、国際的な公の機構又は地域の全部若しくは一部にわたる公の機構に対して融資を行なう場合には、基金は、個々の構成国が反対しないことを確認することを必要としな。

2 (a) 基金は、融資を受ける者がその者にとつて合理的な条件で他の資金源から融資を受けることができることを基金が認める場合には、融資を行なうてはならない。

(b) 基金は、構成国以外の団体のために融資を行なうにあたり、緩和された条件による融資の利益がすべての関連する事情を考慮してその利益の一部又は全部を受けるべき構成国その他の団体についてののみ生ずることを確保するため、すべての必要な措置をとる。

3 融資が行なわれるに先立ち、申請人から、銀行の總裁を通じて妥当な申請が行なわれ、總裁から、申請について職員が行なつた審査に基づ

き、当該融資を勧告する報告書が基金の理事会に提出されていなければならない。

4 (a) 基金は、基金が融資する基金が特定の参加国又は構成国の領域内で消費されなければならないという条件を課してはならないものとし、その資金は、参加国又は構成国の領域内で生産される物品及びそれらの領域から提供される役務をそれらの領域内で調達するため

にのみ使用される。ただし、参加者でなくかつ構成国でない国から第八条の規定に従つて受領する資金については、当該資金を提供した国の領域も、当該資金による調達先となるものとし、また、理事会が決定するところにより、同条の規定に基づいて受領するその他の資金による調達先となることができる。

(b) 調達は、国際的な競争が妥当でないと理事会が決定する場合を除くほか、資格を有する供給者の間の国際的な競争に基づいて行なう。

5 基金は、節約、効率及び競争的な国際貿易に妥当な注意を払つたうえ、政治的その他の経済的影響又は考慮を顧慮することなく、融資した資金が当該融資の行なわれた目的のためにのみ使用されることを確保するための措置をとる。

6 融資業務の下に供給される資金は、事業計画に関連する支出が実際に生ずるときその支出に充てるためにのみ、融資を受ける者に提供する。

7 基金は、開発のための健全な銀行経営の原則をその業務の指針とする。

8 基金は、リファイナンスの業務を行なうてはならない。

9 基金は、貸付けを行なうにあたり、借入人及び、保証人がある場合には、保証人がそれぞれ債務を履行することができるとの見込みについて、十分な考慮を払う。

10 基金は、融資の申請を審査するにあたり、融

昭和四十八年五月十日 衆議院會議録第三十二号 アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件 外一件

八八四

資を受ける者により又は、その者が構成国でない場合には、その者と当該事業計画若しくは総合計画が領域内で役だつよう意図されている構成国との両者によつてとられている自助的な措置に十分な考慮を払ふ。

経済の状況及び見通し並びに当該事業計画の性質及び要請を考慮して、当該貸付けの目的のために必要又は適当であると認める場合に及びその限度において、当該事業計画に係る現地支出に充てるために外国為替を提供することができ

基金は、その目的を達成するため、技術援助を行なうことができる。ただし、この技術援助は、そのための特別の贈与又はそのために基金に提供されたその他の手段によつて行なわれなければならない。

(ii) 第七条の規定に基づく出資の増加を承認し及びその出資の増加に関する条件を決定すること。

11 基金は、この条の規定の効果的な適用を確保するために必要な措置をとる。

5 貸付金は、貸付けが行なわれた通貨又は基金が決定するその他の自由交換可能通貨で償還する。

基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

(iii) この協定を改正すること。

16 基金が第五条から第七条までの規定に基づいて供給された資金によつて行なう融資並びにその融資の償還金及びその融資から生ずる収入によつて行なう融資は、貸付けの形式をとる。基金は、その他の融資(贈与を含む)を、第八条の規定に基づく取極でそのような融資を明示的に認めるものに従つて受領した資金によつて行なうことができる。

6 基金は、構成国に対し若しくは構成国のために又は構成国の領域内の事業計画に対して融資を行なうに先だち、参加国と同様に当該構成国が第十一条及び第八章の規定を実施するために必要なあらゆる行政的及び立法的措置を自国の領域についてとつたことを確認するものと

基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いづれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものと

(iv) この協定の解釈又は適用に関する理事会の決定に対する異議の申立てについて裁決をすること。

2 (a) 1の規定に従うことを条件として、基金の融資は、適当な緩和された条件で行なう。

5 貸付金は、貸付けが行なわれた通貨又は基金が決定するその他の自由交換可能通貨で償還する。

基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

(v) 他国の国際機関との協力のための一般的な取極(一時的又は事務的性質を有する取極を除く)の締結を承認すること。

(b) 借入人が構成国又は一若しくは二以上の構成国が属する政府機関である場合には、基金は、融資の条件を決定するにあたり、融資によつて利益を受ける構成国の経済の事情及び見通しを主として考慮し、また、当該事業計画又は総合計画の性質及び要請を考慮する。

6 基金は、構成国に対し若しくは構成国のために又は構成国の領域内の事業計画に対して融資を行なうに先だち、参加国と同様に当該構成国が第十一条及び第八章の規定を実施するために必要なあらゆる行政的及び立法的措置を自国の領域についてとつたことを確認するものと

基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いづれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものと

(vi) 基金の会計を検査し並びに基金の貸借対照表及び収支計算書を証明する外部の会計検査専門家を選定すること。

3 基金は、次の者に対して融資を行なうことができる。

6 基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いづれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものと

(vii) 会計検査専門家の報告を審査したうえで、基金の貸借対照表及び収支計算書を承認すること。

(a) 構成国又はその地理的若しくは行政的区分若しくはは機関

6 基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いづれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものと

(viii) この協定を改正すること。

(b) 構成国の領域内にある団体又は企業

6 基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いづれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものと

(ix) 基金の業務を終了させることを決定し及びその資産を分配すること。

(c) 地域の全部又は一部にわたる機関又は団体であつて構成国の領域内における開発に関係するもの

6 基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いづれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものと

(x) この協定において明示的に総務会に付与されたその他の権限を行使すること。

すべての融資は、この協定の目的を促進するものであると基金が認めるものでなければなら

6 基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いづれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものと

(xi) 総務会は、いつでも、理事会に委任した事項についてその委任を取り消すことができる。

ない。基金は、借入人が構成国でない場合には、政府保証その他の適当な保証を要求する。

6 基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いづれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものと

(xii) 銀行の総務及び総務代理は、当然にそれぞれ基金の総務及び総務代理となる。銀行の総裁は、必要に応じ、それらの総務及び総務代理の氏名を基金に通告する。

基金は、融資によつて利益を受ける構成国の

6 基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いづれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものと

(xiii) 構成国でない各参加国は、総務一人及び総務代理一人を任命するものとし、総務及び総務代理は、任命した参加国が任意に定めるところにより、勤務する。

18 基金は、その目的を達成するため、他の国際機関、地域の全部又は一部にわたる機関、他の団体及び国との協力に努めるものとし、それらの者と協力のための取極を行なうことができる。ただし、参加者の総投票権数の八十五パーセント以上

6 基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いづれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものと

(xiv) 総務代理は、総務が不在である場合を除くほか、投票することができない。

国との協力

6 基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いづれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものと

(xv) 第六十条の規定が適用される場合を除くほか、総務及び総務代理は、その資格において、基金から報酬又は費用の支払を受けないものとする。

23 基金のすべての権限は、総務会に属する。

6 基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いづれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものと

(xvi) 総務代理は、総務が不在である場合を除くほか、投票することができない。

24 銀行の総務及び総務代理は、当然にそれぞれ基金の総務及び総務代理となる。銀行の総裁は、必要に応じ、それらの総務及び総務代理の氏名を基金に通告する。

6 基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いづれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものと

(xvii) 第六十条の規定が適用される場合を除くほか、総務及び総務代理は、その資格において、基金から報酬又は費用の支払を受けないものとする。

25 基金のすべての権限は、総務会に属する。

6 基金は、この協定に別に規定する権限のほか、基金の業務に伴う他の活動であつて、基金の目的を達成するために必要な又は望ましいもので、かつ、この協定に適合するものを行なうことができる。

基金又は基金のために行動する役員その他の者は、いづれの構成国の政治問題にも干渉してはならず、また、いづれかの決定を行なうにあつては、関係構成国の政治的性格によつて影響されてはならない。その決定は、構成国の経済的及び社会的開発上の考慮にのみ基づいて行なうものと

(xviii) 総務代理は、総務が不在である場合を除くほか、投票することができない。

第二十五条 総務会の手続

1 総務会は、年次会合のほか、総務会が定め又は理事會が招集する会合を開催する。銀行の総務会の議長は、当然に基金の総務会の議長となる。

2 総務会の年次会合は、銀行の総務会の年次会合とともに開催する。

3 総務会のいかなる会合においても、参加者の総投票権数の四分の三以上を有する過半数の総務会が出席していなければならない。

4 総務会は、理事會が総務会の会合を招集することなしに特定の問題に関して総務会の表決を得ることが望ましいと認めるときにその表決を得る手続を、規則によつて定めることができる。

5 総務会及び、総務会により権限を与えられた範囲内、理事會は、基金の業務を運営するために必要な又は適當な補助委員會を置くことができる。

6 総務会及び、総務会又はこの協定により権限を与えられた範囲内、理事會は、基金の業務を運営するために必要な又は適當な規則であつてこの協定に反しないものを定めることができる。

第二十六条 理事会の任務

第二十三条に規定する総務会の権限を害することなく、理事會は、基金の業務全般を運営する責任を有するものとし、このため、この協定により明示的に与えられ又は総務会から委任されるすべての任務、特に次の任務を行なう。

(i) 総務会の作業を準備すること。

(ii) 総務会の一般的な指示に従つて、この協定に基づいて基金が行なう個々の貸付けその他の形式の融資に関する決定を行なうこと。

(iii) 基金の業務に関して、会計検査を了した適切な計算書及び帳簿を保持することを確保するために必要な規則の制定その他の措置をとること。

(iv) 基金が最も能率的かつ経済的に運営されることを確保すること。

ことを確保すること。

(v) 各年次会合で承認を得るため、基金の一般的な業務の勘定と第八条の規定に基づいて基金に提供された資金による業務の勘定とを必要限度において区別した各会計年度の計算書を総務会に提出すること。

(vi) 各年次会合で承認を得るため、年次報告を総務会に提出すること。

(vii) 基金の予算並びに融資に関する一般的な計画及び方針をそれぞれの目的のために使用可能な各資金を考慮して承認すること。

第二十七条 理事会の構成

1 理事會は、十二人の理事から成る。

2 参加国は、附属書Bに従つて、六人の理事及び六人の理事代理を選定する。

3 銀行は、附属書Bに従つて、銀行の理事會から六人の理事及びそれらの理事の理事代理を指名する。

4 基金の理事代理は、理事會のすべての会合に出席することができる。ただし、理事が不在である場合を除くほか、討議に参加し又は投票することができない。

5 理事會は、銀行のその他の理事及び理事代理に対し、オブザーバーとして理事會の会合に出席するよう招請するものとし、それらの銀行の理事及び、銀行の理事が不在である場合には、その理事代理は、銀行の理事會において自己が代表する国のための事業計画案に関する討議に参加することができる。

6 (a) 銀行によつて指名された理事は、後任者が附属書Bに従つて指名されかつ就任するまでの間在任する。銀行によつて指名された理事は、銀行の理事でなくなつたときは、基金の理事でなくなる。

(b) 参加国によつて選定された理事の任期は、三年とする。ただし、その任期は、第七条1の規定に基づく出資の一般的増加が効力を生じたときはいつでも、終了する。理事は、一

又は二以上の任期につき引き続いて選定されることができない。理事は、後任者が選定されかつ就任するまでの間在任する。理事の職が任期の満了前に空席となつた場合には、その空席は、当該理事に自国の票を投する資格を与えていた参加国が選定した新たな理事によつて補充される。後任の理事は、前任の理事の残任期間在任する。

(c) 理事の職が空席となつている間は、当該理事の理事代理は、当該理事の権限を行使する。ただし、自己が出席することができない会合において自己を代表する一時的な代理を除くほか、理事代理を任命する権限を有しない。

7 参加国を代表する理事の選定の時から次の選定の時までの間に、いずれかの国が第三条3の規定に従つて参加国となる場合、参加国がその出資を増加する場合又は他の理由により個々の参加国の投票権の変更が必要となる場合には、

(i) 理事の交代は、行なわれない。ただし、理事が投票権を有しなくなつた場合には、当該理事及び理事代理の任期は、直ちに終了する。

(ii) 参加国の投票権及び参加国によつて選定された理事の投票権は、出資の増加、新たな出資又は投票権に係るその他の変更の効力発生の日に、調整される。

(iii) 新たな参加国が投票権を有することとなつたときは、その参加国は、参加国の理事の次の一般的な選定が行なわれるまでの間、自国を代表しかつ自国の票を投するため、一又は二以上の参加国を現に代表している理事の一人を指名することができる。

8 理事及び理事代理は、その資格においては、基金から報酬又は費用の支払を受けないものとする。

第二十八条 理事会の手続

1 理事會は、基金の業務の必要に応じて会合する。

議長は、四人の理事の要請があつたときは、理事會の会合を招集する。

2 理事會のいかなる会合においても、参加者の総投票権数の四分の三以上を有する過半数の理事が出席していなければならない。

第二十九条 投票

1 銀行は千票を有し、参加国は総体として千票を有する。

2 銀行の総務である基金の各総務は、銀行の票を比例的に分配した票であつて銀行の総務が基金に通告したものを有するものとし、これを投することができない。

3 各参加国は、第六条の規定に従つて行なつた出資に基づき並びに第七条1及び2の規定に基づいて承認された追加出資に関して参加国が合意した限度において当該追加出資に基づいて、参加国が総体として有する票を比例的に分配した票を有する。参加国を代表する各総務は、総務会における投票において、自己が代表する参加国の票を投することができない。

4 理事會における投票においては、銀行が指名した理事は総体として千票を有し、参加国が選定した理事は総体として千票を有する。銀行が指名した各理事は、附属書B第一部に従つて提出された自己を指名する通告書に記載されている銀行が割り当てた票数を有する。参加国が選定した各理事は、それぞれ、自己を選定した一又は二以上の参加国が保有する票数を有する。

5 銀行の各理事は、自己の票を一括して投ずる。二以上の参加国を代表する理事は、自己が代表する国の票を個別に投ずることができない。

6 この協定の他の規定にかかわらず、

(i) 地域内の構成国が参加国であり又は参加国となる場合には、その構成国は、その参加を理由としていかなる票をも有せず又は取得しないものとし、地域内の参加国が構成国となる場合には、その参加国は、構成国となつた

昭和四十八年五月十日 衆議院會議録第三十二号

アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件外一件

八八六

日に参加国としての票を有しなくなる。

(iii) 地域外の国が参加国かつ構成国である場合又は参加国かつ構成国となる場合には、その国は、この協定の適用上、すべての点について構成国でないものとみなして取り扱う。

7 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、総務会又は理事会が決定すべきすべての事項は、参加者の総投票権数の四分の三以上の多数による議決で決定する。

第三十条 総裁

1 銀行の総裁は、当然に基金の総裁となる。総裁は、理事会の議長となるが、投票権を有しない。総裁は、総務会の会合に参加することはできるが、投票してはならない。

2 総裁は、基金を法的に代表する。

3 銀行の総裁が不在である場合又はその職が空席となつた場合には、銀行の総裁の職務を遂行するため臨時に指名された者が基金の総裁として行動する。

4 第二十六条の規定に従ふことを条件として、総裁は、基金の通常業務を行なうものとし、特に次のことを行なう。

(i) 業務及び管理に関する予算を提案すること。

(ii) 総合的な融資計画を提案すること。

(iii) 第十五条の三の規定に従つて、基金の融資が求められている事業計画及び総合計画の調査及び評価のための措置をとること。

(iv) 基金の業務を遂行するため、必要に応じ、銀行の役員、職員、組織、役員及び施設を利用すること並びに第二十二條に規定する組織、人員及び役員を確保し及び管理する責任を理事会に対して負うこと。

(v) 基金が必要とする要員（コンサルタント及び専門家を含む）を雇用すること。総裁は、その要員を解雇することができ。

第三十一条 銀行との関係

基金は、基金と銀行との間の取極に従い、銀行の役員、職員、組織、役員及び施設の使用につき、適正な対価を銀行に支払う。

2 基金は、銀行と法的に別個のかつ独立の存在であり、基金の資産は、銀行の資産と別個にかつ分離して保管する。

3 この協定のいかなる規定も、銀行の行為若しくは義務について基金に責任を負わせ又は基金の行為若しくは義務について銀行に責任を負わせるものではない。

第三十二条 基金の事務所

銀行の主たる事務所を基金の事務所とする。

第三十三条 寄託所

各参加国は、基金が保有する当該参加国の通貨その他の資産の寄託所として、自国の中央銀行又は基金が受け入れることができるその他の機関を指定する。各構成国の寄託所は、別段の指定がない限り、銀行を設立する協定の適用上当該構成国が指定する寄託所とする。

第三十四条 連絡経路

各参加国は、基金がこの協定の下で生ずる事項に關して連絡することができ、適当な当局を指定する。構成国が銀行のために指定した連絡経路は、別段の指定がない限り、基金のための当該構成国の連絡経路とする。

第三十五条 報告の公表及び情報の提供

1 基金は、会計検査を了した計算書を含む年次報告を公表し並びに、適当な間隔を置いて、その財務状況の概要書及び業務の結果を示す収支計算書を参加者及び構成国に送付する。

2 基金は、その目的を達成するために望ましいと認めるその他の報告を公表することができ。

3 この条の規定に基づいて作成されるすべての報告、文書及び刊行物は、参加者及び構成国に配布する。

第三十六条 純益の割当て

総務会は、準備金及び偶発債務のための控除に十分な考慮を払つたうえで、基金の純益の処分に

第七章 脱退、資格停止及び業務の終了

第三十七条 参加者の脱退

参加者は、基金に対する書面による通告を主たる事務所に送付することにより、いつでも基金から脱退することができる。脱退は、当該通告の受領の日又は、その日の後六箇月以内の日であることと条件として、当該通告に明記する日に効力を生ずる。

第三十八条 資格停止

1 参加者が基金に対するいづれかの義務を履行しない場合には、基金は、総務会の決定によつて、その参加者の資格を停止することができる。資格停止を受けた参加者は、総務会がその参加者の資格を回復することを決定しない限り、資格停止の日から一年で自動的に参加者でなくなる。

2 参加者は、資格停止中は、脱退する権利を除くほか、この協定に基づくいかなる権利をも行使することはできないが、引き続きすべての義務には服さなければならない。

第三十九条 参加者でなくなつた国の権利及び義務

1 いずれかの国が参加者でなくなつたときは、その国は、この条及び第五十三条に規定する権利を除くほか、この協定に基づくいかなる権利をも有しない。もつとも、その国は、この条に別段の定めがある場合を除くほか、参加者、借入人、保証人その他の資格でその国が基金に対して負つてゐるすべての金銭上の債務について引き続き責任を負う。

2 いずれかの国が参加者でなくなつたときは、基金及びその国は、勘定の決済を行なう。この勘定の決済の一部として、基金及びその国は、出資についてその国に支払うべき額並びに支払の時期及び通貨について合意することができ。この条及び次条の規定の適用上、「出資」には、いづれの参加者との関連において用いると

きも、当該参加者の当初出資及び追加出資の双方を含むものとする。

3 基金と当該国との間で2の合意が行なわれるまでの間及び当該国が参加者でなくなつた日から六箇月以内に又は基金と当該国との間で合意するその他の期間内に2の合意に達しない場合には、次の規定が適用される。

(i) 当該国は、自国の出資について基金に対しその後の払込みを行なう義務を免除される。ただし、当該国は、自国が参加者でなくなつた日現在において未払である出資のうち、基金がその融資業務に基づくその日現在の約束を履行するために必要と認める額を、その払込期日に基金に支払う。

(ii) 基金は、当該国が出資として払い込んだ資金又はその出資に由来する貸付元本の償還としての資金のうち、当該国が参加者でなくなつた日現在において基金が保有するものを当該国に返還する。ただし、基金がその融資業務に基づくその日現在の約束を履行するため必要と認める限度までは、この限りでない。

(iii) 基金は、当該国が参加者でなくなつた日前に約束された貸付け（清算に關する特別の規定がある取極に基づいて基金に供給された資金から行なわれた貸付けを除く）に係る元本償還金であつて、その日の後に基金が受領するものを比例的に配分した額を当該国に支払う。この配分額が、この元本償還金総額に対して占める割合は、当該国がその出資として払い込んだ総額のうち(ii)の規定に基づいて返還されていないものが、すべての参加者がその出資として払い込んだ総額のうち当該国が参加者でなくなつた日現在において使用されており又は基金がその融資業務に基づくその日現在の約束を履行するために必要と認めるものに対して占める割合と等しいものとする。基金によるこの支払は、当該元本償還金

を基金が受領すること、分割払で行なうものとするが、一年以上の間隔を置く。この分割払は、基金が受領した通貨で支払う。ただし、基金は、自己の裁量により、当該国の通貨で支払うことができる。

(iv) 当該国に対してその出資について支払うべき額は、当該国、地理的若しくは行政的区画又はそれらのものの機関が借入人又は保証人として基金に対して引き続き債務を負う間は、留保することができるものとし、その債務の期限が到来したときに基金の選択によりその債務に充てることができる。

(v) 当該国は、いかなる場合においても、この3の規定に基づいて、合計額において次の額のいずれか少ない方をこえる額を受領することとはしない。

(1) 当該国が出資として払い込んだ額
(2) 当該国が参加者でなくなつた日現在の基金の帳簿に示される基金の純資産に、当該国の出資額のすべての参加者の出資総額に対する比率を乗じた額

(vi) これらの規定に基づいて必要とされるすべての計算は、基金が合理的に決定する方法で行なう。

4 この条の規定に基づいていずれかの国に支払うべき額は、いかなる場合においても、その国が参加者でなくなつた日の後六箇月以内に支払われることはない。いずれかの国が参加者でなくなつた日から六箇月以内に基金が次条の規定に基づいて業務を終了したときは、その国のすべての権利は、次条の規定に基づいて決定されるものとし、その国は、次条の規定の適用上基金の参加者とみなされるが、投票権を有しない。

1 基金は、総務会の表決により業務を終了することができる。銀行又はすべての参加国が第三十七条の規定に従つて脱退したときは、基金の

昭和四十八年五月十日 衆議院会議録第三十二号

業務は、終了する。基金は、業務の終了の後、その資産の秩序ある換領、保全及び管理並びにその債務の決済のための活動を除くほか、すべての活動を直ちに停止する。債務の最終の決済及び資産の分配までの間、基金は、存続するものとし、この協定に基づく基金と参加者との間のすべての権利及び義務は、害されることなく継続する。ただし、その間は、いかなる参加者も、資格を停止されず又は脱退してはならず、また、この条に規定する場合を除くほか、参加者に対する分配は、行なわれない。

2 出資を理由とする参加者に対する分配は、債権者に対するすべての債務が履行され又はその手当がされ、かつ、総務会が分配することを決定するまでは、行なわれない。

3 前記の規定及び基金に対する資金の供給に関連して同意された当該資金の処分に関する特別の取極に従うことを条件として、基金は、参加者が出資として払い込んだ額の割合に比例して、基金の資産を参加者に分配する。第一文の規定による分配を行なうにあつては、いずれの参加者についても、その参加者に対して基金が有するすべての未決済の債権があらかじめ決済されていなければならない。この分配は、基金が公正かつ公平であると認める時期に及び通貨で、基金が公正かつ公平であると認めるところに従い現金又は他の資産で行なう。各参加者に対する分配において、分配される資産の種類又はその資産を表示する通貨の種類が同一であることを必要としない。

4 この条又は前条の規定に従つて基金が分配する資産を受領する参加者は、基金がその資産について分配前に有していた権利と同一の権利を有する。

第八章 地位、免除、課税免除及び特権

第四十一条 この章の目的

基金が効果的にその目的を達成し及び与えられた任務を遂行することができるようにするため、

基金に対し、この章に規定する地位、免除、課税免除及び特権を各参加国の領域において与えるものとし、各参加国は、このためにとつた特定の措置を基金に通報する。

第四十二条 地位

基金は、完全な法人格を有し、特に、次のことを行ない完全な能力を有する。

(i) 契約をすること。
(ii) 不動産及び不動産を取得し及び処分すること。
(iii) 訴訟を提起すること。

第四十三条 訴訟手続

1 基金は、あらゆる形式の訴訟手続の免除を受ける。ただし、第八条の規定に従つて貸付けを受ける権限を行使することから又はこれに関連して生ずる訴訟の場合を除くものとし、この場合において、基金に対する訴訟は、基金が事務所を有している国、訴訟に関する送達若しくは告知を受けるため基金の代理人が任命されている国又はその国で訴訟を受けることに基金が同意した国の領域内の管轄裁判所に提起することができる。

2 1の規定にかかわらず、参加者、その機関若しくは下部機関、参加者を直接若しくは間接に代理する団体若しくは個人又は参加者若しくはその機関若しくは下部機関の請求権を承継した団体若しくは個人は、基金に対し訴訟を提起してはならない。参加者は、基金と参加者との間の紛争を解決するためには、この協定、基金の基本規程その他の規則又は基金との契約に定める特別の手続によるものとする。

3 基金は、また、2並びに第五十二条及び第五十三条の規定の範囲外の紛争であつて1の規定に基づいて基金が免除を受けるものを解決するための適当な方法を定める。

4 基金がこの協定のいずれかの規定に基づいて訴訟手続の免除を受けない場合においても、基金並びにその財産及び資産(その所在地及び占有者のいかなるを問わない)は、基金に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。

有者のいかなるを問わない)は、基金に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。

第四十四条 資産に関する免除

基金の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかなるを問わず、行政上又は立法上の措置による搜索、徴収、没収、収用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。

第四十五条 文書に関する免除

基金の記録及び、一般に、基金が所有し又は保管する文書は、所在地のいかなるを問わず不可侵とする。

第四十六条 資産に対する制限からの自由

基金のすべての財産及び資産は、基金の目的及び任務を遂行するために必要な範囲内で、かつ、この協定の規定に従うことを条件として、いかなる種類の金融上の管理、規制又はモラトリアムによつても制限を課されない。

第四十七条 通信に関する特権

各参加国は、基金の公的通信に対し、自国が加盟している他の国際金融機関の公的通信に対して与える待遇と同一の待遇を与える。

第四十八条 役員及び要員の免除及び特権

総務、理事、これらの者の代理、総裁及び要員(基金のために任務を遂行する専門家を含む)は、
(i) 公的資格で行なつた行為について訴訟手続を免除される。
(ii) 当該参加国の国民でないときは、当該参加国が加盟している他の国際金融機関の同等の地位の代表者、役員及び使用人に対して与えられる出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除よりも不利でない免除並びにこれらの者に対して与えられる為替管理に関する便宜よりも不利でない便宜を与えられる。

(iii) 当該参加国が加盟している他の国際金融機

昭和四十八年五月十日 衆議院會議録第三十二号

アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件外一件

八八八

関の同等の地位の代表者、役員及び使用人に對して与えられる旅行上の便宜に関する待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第四十九条 課税の免除

1 基金並びにその資産、財産、収入、業務及び取引は、すべての直接税及び基金の公用のために輸入され又は輸出される物品に對するすべての関税又はこれと同等の効果をも有する税を免除される。基金は、また、公租公課の納付、源泉徴収又は徴収の義務を免除される。

2 1の規定にかかわらず、基金は、提供された役務に對する課税にすぎない税の免除を要求してはならない。

3 1の免除を受けて輸入された物品は、免除を認めた参加国と合意した条件に従う場合を除くほか、その国の領域内で売却してはならない。

4 基金が総裁及び要員(基金のために任務を遂行する専門家を含む)に支払う給料その他の給与に對し又はこれらの給与に關しては、いかなる税をも課してはならない。

第五十条 基金による放棄

1 この章に規定する免除、課税免除及び特権は、基金の利益のために与えられるものである。理事会は、基金の利益を増進すると認める場合には、理事会が決定する範囲内及び条件で、この章に規定する免除、課税免除及び特権を放棄することができる。

2 1の規定にかかわらず、総裁は、免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、基金の利益を害することなくこれを放棄することができると認める場合には、要員(基金のために任務を遂行する専門家を含む)に与えられる免除を放棄する権利及び義務を有する。

第九章 改正

第五十一条

1 この協定を変更しようとする提案は、参加者、総務又は理事会のいずれから提議されたものであつても、総務会の議長に送付され、議長

は、その提案を総務会に提出する。総務会が改正案を承認したときは、基金は、参加者に對し、改正案を受諾するかどうかを同文の書簡又は電報で照会する。参加者の四分の三で投票権数の八十五パーセントを有するものが改正案を受諾したときは、基金は、参加者にあつた公式の通報によつてその事実を確認する。改正は、総務会が異なる期間又は期日を明示しない限りこの1にいう公式の通報の日の後三箇月で、すべての参加者について効力を生ずる。

2 1の規定にかかわらず、次の事項を変更する改正の承認には、総務会の全会一致の承認を必要とする。

(i) 第十条に定める責任の限度
(ii) 追加の資金の出資に關する第七条2及び3の規定
(iii) 基金から脱退する権利
(iv) この協定に定める多数決の要件

第十章 解釈及び仲裁

第五十二条 解釈

1 この協定の解釈又は適用について参加者と基金との間又は参加者相互の間に生ずる疑義は、決定のため理事会に提出する。審議される疑義が自国に特に影響がある参加国は、理事会に自国の国籍の理事がいない場合には、自国を直接に代表する者を出す権利を有する。代表者を出すこの権利は、総務会が定めるところに従う。

2 理事会が1の規定に基づいて決定を行なつた場合には、いずれの参加者も、その疑義を総務会に付託することを要求することができるものとし、総務会の裁決は、最終的なものとする。基金は、総務会の裁決が行なわれるまでの間、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

第五十三条 仲裁

基金と参加者でなかつた国との間又は基金の業務の終了の後に基金と参加者との間に紛争が生じた場合には、この紛争は、三人の仲裁人による

仲裁に付する。仲裁人の一人は基金が任命し、他の一人は当該参加者又は参加者でなかつた国が任命し、第三の仲裁人は両当事者が任命するものとし、第三の仲裁人は、議長となる。仲裁の要請を受けてから四十五日以内にいずれか一方の当事者が仲裁人を任命しなかつたときは二人の仲裁人が任命されてから三十日以内に第三の仲裁人が任命されなかつたときは、いずれの当事者も、国際司法裁判所長に對し又は総務会が採択した規則で定める他の当局に對し、一人の仲裁人を任命するよう要請することができる。仲裁の手続は、仲裁人が定めるものとし、第三の仲裁人は、手続の問題に關して意見が相違する場合に、それらのすべての問題を解決するあらゆる権限を有する。決定は、仲裁人の過半数の票によつて行なうことができるものとし、その決定は、最終的なものであり、かつ、当事者を拘束する。

第十一章 最終規定

第五十四条 署名

この協定の原本は、千九百七十三年三月三十一日まで、銀行及び附屬書Aに掲げる国による署名のために開放しておく。

第五十五条 批准、受諾又は承認

1 この協定は、署名者によつて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百七十三年十二月三十一日までに、各署名者により銀行の主たる事務所において銀行に寄託されなければならない。ただし、その日までに、この協定が次条の規定に従つて効力を生じないときは、銀行の理事会は、批准書、受諾書又は承認書の寄託の期限を六箇月をこえない範囲内において延期することができる。

第五十六条 効力発生

この協定は、銀行及び附屬書Aに掲げる当初出資の総計が五千五百万計算単位以上となる八の署名国がその批准書、受諾書又は承認書を寄託した日に効力を生ずる。

第五十七条 参加

1 この協定の効力発生の日又はその日前に批准書、受諾書又は承認書を寄託する署名者は、効力発生の日に参加者となる。効力発生の日の後であつて第五十五条2に定める日又は同項の規定に従つて定められる日前に批准書、受諾書又は承認書を寄託する署名者は、その寄託の日に参加者となる。

2 原参加者でない国は、第三条3の規定に従つて参加者となることができる。そのような参加者は、第五十四条及び第五十五条の規定にかかわらず、この協定に署名し、かつ、批准書、受諾書又は承認書を銀行に寄託することによつて行なうものとし、その寄託の日に効力を生ずる。

第五十八条 留保

いずれの国も、批准書、受諾書又は承認書の寄託の時に、次のことを宣言することができる。

(i) 第四十三条1及び第四十八条(i)の規定によつて与えられる免除は、自国の領域内においては、基金の自動車若しくは基金のために運行される自動車により生じた事故に係る民事訴訟又はそれらの自動車の運転者による交通犯罪については適用しないこと。

(ii) 自国の市民、国民又は居住者に基金が支払う給料その他の給与に對して自国及びその行政区域が課税する権利を留保すること。

(iii) 自国の領域内で生産される物品に對して課する消費税並びに動産及び不動産の売却に對する税であつて、価格の一部をなすものの免除を基金は通常要求しないものと了解するが、基金が、公用のために、それらの税が課されておき又は課される財産の重要な購入を行なうときは、可能な限り、税額の減免又は還付のため適当な行政的措置をとること。

(iv) 自国が(ii)の措置に従つて税の減免又は還付を行なつた物品に對して、第四十九条3の規定を適用すること。

第五十九条 通告

銀行は、すべての署名者に対し、次の事項を通告する。

(a) 署名

(b) 批准書、受諾書又は承認書の寄託

(c) この協定の効力発生の日

(d) 批准書、受諾書又は承認書の寄託の時に行なわれる宣言又は留保

第六十条 創立総会

1 この協力が効力を生じたときは、直ちに、各参加国は、総務を任命し、総務会の議長は、総務会の創立総会を招集する。

2 創立総会において、

(i) 第二十七条2及び3の規定に従つて、基金の十二人の理事を指名し及び選定する。

(ii) 基金が業務を開始する日を決定するための措置をとる。

3 基金は、その業務の開始の日をすべての参加者に通告する。

4 基金を設立するにあたり銀行が負担する合理的かつ必要な費用（創立総会に出席する総務及び総務代理の滞在費を含む）は、基金が償還する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十二年十一月二十九日にアビジャンで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。この本書は、銀行に寄託しておく。

銀行は、この協定の認証謄本を各署名者に送付する。

附屬書 A

1 原参加者

次の国は、原参加者となる資格を有する。

ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク

ク、フィンランド、ドイツ連邦共和国、イタリア、日本国、オランダ、ノールウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、連合王国、アメリカ合衆国及びユーゴスラヴィア

これらの国については、千九百七十二年十二月三十一日以後に行なう場合においても、千九百七十四年十二月三十一日までこの協定に署名しかつこれを批准するときは、原参加者とみなす。

2 当初出資

銀行及びこの協定の次の署名国は、次の額を出資する。

参加者

出資（計算単位）

アフリカ開発銀行 五、〇〇〇、〇〇〇

ベルギー 三、〇〇〇、〇〇〇

ブラジル 二、〇〇〇、〇〇〇

カナダ 一五、〇〇〇、〇〇〇

デンマーク 五、〇〇〇、〇〇〇

ドイツ連邦共和国 七、四四七、六三〇

フィンランド 二、〇〇〇、〇〇〇

イタリア 一〇、〇〇〇、〇〇〇

日本国 一五、〇〇〇、〇〇〇

オランダ 四、〇〇〇、〇〇〇

ノールウェー 五、〇〇〇、〇〇〇

スペイン 二、〇〇〇、〇〇〇

スウェーデン 五、〇〇〇、〇〇〇

スイス 三、〇〇〇、〇〇〇

連合王国 五、二二一、四二〇

ユーゴスラヴィア 二、〇〇〇、〇〇〇

附屬書 B 理事の指名及び選定

第一部 銀行による理事の指名

1 銀行による基金の理事の指名に際しては、銀行の総裁は、次の事項を記載した通告書を基金に提出する。

(i) 指名される理事の氏名

(ii) 各理事が投することのできる票数

2 銀行の総裁は、銀行が指名した理事の職が空

席となつた場合には、その理事の後任者として銀行が指名する者の氏名を基金に通告する。

第二部 参加国を代表する総務による理事の選定

1 理事の選定のための投票にあつては、参加国を代表する各総務は、自己を任命した参加国が有するすべての票を一人に投じなければならぬ。最大の数の票を得た六人は、理事となる。ただし、得票数がそれらの総務の有する票の合計の十二パーセントに達しなかつた者は、選出されなかつたものとする。

2 第一回の投票で六人が選出されなかつたときは、第二回の投票を行なう。この投票においては、第一回の投票で最小の数の票を得た者は、選出される資格がないものとし、(a) 第一回の投票で選出されなかつた者に投票した総務及び、(b) 第一回の投票で選出された者に投票した総務であつて自己が投じた票によりその者の得票数が有権票数の十五パーセントをこえることとなつた2の3の規定に基づいてみなされるもののみが投票する。

3 いずれの総務が投じた票によりある者の得票数が有権票数の十五パーセントをこえることとなつたとみなすかを決定するにあつては、この十五パーセントには、まず、その者に対して最大の数の票を投じた総務の票を、次に、それに次ぐ数の票を投じた総務の票を含むものとし、以下順次十五パーセントに達するまで同様とする。

4 ある者の得票数が十二パーセントをこえることとなるために当該総務の票の一部が計上されなければならぬときは、当該総務のすべての票は、これによりその者の得票数が十五パーセントをこえるときでも、その者に投じられたものとして取り扱う。

5 第二回の投票によつても六人が選出されなかつたときは、六人が選出されるまで同一の原則でさらに投票を行なう。ただし、五人が選出

された後は、第六番目の者は、残存する票の単純多数で選出することができるとし、その者は、残存する票のすべてによつて選出されたものとみなす。

6 参加国を代表する総務は、それらの総務の総投票権数の七十五パーセント以上の多数によつて前記の規則を変更することができる。

7 総務会の最初の三回の年次会合においては、参加国を代表する理事の選定をそのつど新たに

行なう。

8 各理事は、不在の場合に自己に代わつて行動するあらゆる権限を有する理事代理を任命する。理事及び理事代理は、参加国の国民でなければならぬ。

アフリカ開発銀行のために
A・ラビディ

ベルギー王国のために
P・マルシャル

ブラジル連邦共和国のために
F・C・デ・B・ベレングエル

カナダのために
ギルズ・マシニ

デンマーク王国のために
ヴァイシニング・クリステンセン

フィンランド共和国のために
エンシオ・ヘラニエミ

ドイツ連邦共和国のために
J・ハスラッハー

イタリア共和国のために
フルヴィオ・リツェット

日本国のために
稲田繁

オランダ王国のために
A・J・M・V・D・マールデ

ノールウェー王国のために
P・ナブダール

スウェーデン王国のために

昭和四十八年五月十日 衆議院會議録第三十二号

アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件外一件

八九〇

L・ヘイドストレム
スイス連邦のために
Et・A・スーター
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合
王国のために
ポール・ホーマー

千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会
決議第二千八百四十七号(XXV)によつて採
択された国際連合憲章の改正の批准について
承認を求めるの件
右
国会に提出する。
昭和四十八年二月二十日
内閣総理大臣 田中 角榮

千九百七十一年十二月二十日に国際連合総
会決議第二千八百四十七号(XXV)によつ
て採択された国際連合憲章の改正の批准に
ついて承認を求めるの件

千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会決
議第二千八百四十七号(XXV)によつて採択され
た国際連合憲章の改正の批准について、日本国憲
法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国
会の承認を求める。

理由

この改正は、国際連合の経済社会理事会の理事
国の定数の増加等と内容とするものであつて、こ
の改正を批准することは、経済的、社会的分野等
における国際協力を推進するうえに有益であると
考えられる。よつて、この改正を批准することと
いたしたい。これが、この案件を提出する理由で
ある。

千九百七十一年十二月二十日に国際連合総
会決議第二千八百四十七号(XXV)によつ

て採択された国際連合憲章の改正
総会は、国際連合憲章第八八条の規定に従つて
次の憲章の改正を採択することを決定する。

第六十一条

- 1 経済社会理事会は、総会によつて選挙される
五十四の国連加盟国で構成する。
- 2 3 の規定を留保して、経済社会理事会の十八
理事国は、三年の任期で毎年選挙される。退任
理事国は、引き続き再選される資格がある。
- 3 経済社会理事会の理事国の定数が二十七から
五十四に増加された後の第一回の選挙では、そ
の年の終りに任期が終了する九理事国に代わつ
て選挙される理事国に加えて、更に二十七理事
国が選挙される。このようにして選挙された追
加の二十七理事国のうち、総会の定めるところ
に従つて、九理事国の任期は一年の終りに、他
の九理事国の任期は二年の終りに終了する。
- 4 経済社会理事会の各理事国は、一人の代表者
を有する。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。
外務委員長藤井勝志君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔藤井勝志君登壇〕

○藤井勝志君 たいだいま議題となりました両件に
つき、外務委員会における審査の経過並びに結果
について御報告申し上げます。

まず、アフリカ開発基金設立協定について申し
上げます。

アフリカ諸国は、経済的開発及び社会的進歩に
寄与することを目的として、一九六四年にアフリ
カ開発銀行を設立いたしました。同銀行の融資は
通常の貸付条件であるため、より緩和された条件
による融資の拡充をはかる必要があり、その措置
について一九六六年以来、OECDの開発援助委
員会に参加する先進国との間で検討を進めてまい

りました。その結果、昭和四十七年十一月二十九
日象牙海岸共和国の首都アビジャンでアフリカ開
発基金を設立する協定が作成され、同日わが国は
この協定に署名した次第であります。

本協定は、アフリカ開発基金が既存のアフリカ
開発銀行の活動を援助し、アフリカ諸国の経済
的、社会的開発に貢献するため、緩和された条件
による融資を行なうことを任務とするもので、原
参加者の当初出資額、基金の業務、組織、運営並
びに基金の特権及び免除等について規定してお
り、わが国は当初出資として千五百万計算単位を
出資することとしております。

次に、国連憲章の改正について申し上げます。
一九七一年十二月二十日に国連総会は、国連憲
章第六十一条の改正の決議を採択いたしました
が、本件は、国連憲章第八八条の規定に基づき、
その批准について国会の承認を求めるものであり
ます。

その内容は、経済社会理事会の理事国の定数を
現在の二十七から五十四に改めるものでありま
す。

以上両件は、いずれも二月二十日国会に提出さ
れ、同日本委員会に付託されました。

委員会においては、三月七日大平外務大臣から
提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行な
いました。

その内容の詳細につきましては会議録に譲るこ
とといたしますが、特にアフリカ開発基金設立協
定に關し、その附属書Aの1に規定されている「千
五百万アメリカ合衆国ドル」について種々の角度か
ら質疑が行なわれ、「アメリカ合衆国ドル」のかわ
りに「計算単位」を用いたほうがより適切であつた
旨の発言が委員よりなされました。よつて、外務
委員長は政府に対し、受諾書を寄託するにあた
り、「千五百万アメリカ合衆国ドルは協定作成時
においては千五百万計算単位にひとしかったこと
にかんがみ、附属書Aの1「千五百万アメリカ合
衆国ドル以上」との規定に従つてなされる出資が

千五百万計算単位となるよう基金が所要の措置を
とるべきこと」をアフリカ開発銀行に対し文書も
つて申し入れるとともに、関係諸国に対しても
文書により同様の趣旨の働きかけを行なうよう政
府は努力すべきであることを強く要望いたしまし
た。

これに対し、大平外務大臣より、委員会の要望
を体して処置したいとの発言がありました。
かくして、四月二十五日両件に対する質疑を終
了し、次いで五月九日、まず、アフリカ開発基金
設立協定について自由民主党西銘順治君の賛成討
論、日本社会党河上民雄君、日本共産党・革新共
同党田中睦夫君、公明党渡部一郎君の反対討論、民
社党永末英一君の賛成討論の後、採決いたしました
ところ、本件は多数をもって承認すべきものと
議決いたしました。

引き続き国連憲章の改正について採決いたしま
したところ、本件は全会一致をもって承認すべき
ものと議決いたしました次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) これより採決に入ります。
まず、日程第一につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(中村梅吉君) 起立多数。よつて、本件は
委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第二につき採決いたします。
本件は委員長報告のとおり承認するに御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。
よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決
しました。

日程第三 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(中村梅吉君) 日程第三、農林中央金庫法の一部を改正する法律案、日程第四、農業協同組合法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十八年二月二十七日
内閣総理大臣 田中 角榮

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法の一部を改正する法律案
農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項を次のように改める。
農林中央金庫ハ農業協同組合連合会、農業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工工業協同組合連合会又ハ水産加工工業協同組合ヲシテ其ノ業務ヲ代理セシムルコトヲ得
第三条を次のように改める。
第三条 削除
第四条第一項中「三千万円」を「百億円」に、「三十万円」を「一億円」に改め、同条第二項中「資本金金額ノ払込前ト雖」を削る。
第四条ノ二を削る。
第五条第一項中「産業組合連合会、産業組合、市街地信用組合」及び「日本馬事会」を削る。
第六条を次のように改める。
第六条 削除
第六條ノ二を削る。
第八条を次のように改める。
第八条 削除
第十一条第二項中「理事ハ」の下に「定款ノ定ム

ル所ニ依リ出資者總會ノ同意ヲ得テ」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。
但シ補欠ノ役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス
第十三条第五号中「所屬団体ノ為ニ」を削り、同条第六号中「掲グル団体」の下に、第十四条ノ三ノ規定ニ依リ貸付ヲ為シタル者其ノ他ノ貸付先、農林債券ノ応募者(応募ヲ為サントスル者ヲ含ム)若ハ買入ヲ為サントスル者」を加え、「法人ヨリ」を「法人又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他ノ金融機関ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ」に改め、同条第七号中「所屬団体ノ為ニ有価証券」を「前号ニ掲グル者又ハ農林債券ノ所有者ノ為ニ有価証券其ノ他ノ物品」に改め、同条第九号中「公共団体」の下に「其ノ他営利ヲ目的トセザル法人」を加え、同条を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 所屬団体又ハ所屬団体ガ主タル構成員若ハ出資者タル法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ為ニ其ノ出資者若ハ株式ノ払込金ノ受入又ハ其ノ配当金ノ支払ノ取扱ヲ為スコト
第十三条に次の三項を加える。
農林中央金庫ハ前項第十号ノ規定ニ依リ國、公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人又ハ銀行其ノ他ノ金融機関ノ業務ヲ代理シテ所屬団体以外ノ者ニ貸付ヲ為シタルトキハ其ノ貸付ニ因リテ生ズル債務ノ保証ヲ為スコトヲ得
農林中央金庫ハ第一項第九号ノ業務ニ関シテハ商法第七十五條第二項第十号及第四項並ニ第二百七十八條及第百八十九條(同法第二百八十条ノ十四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)並ニ商業登記法第八十條第十号及第八十二條第四号ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス
農林中央金庫ハ外國為替及外國貿易管理法ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス
第十四条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。
第十四条ノ二中「第十三条第二号但書」を「第十三条第一項第二号但書」に改め、同条の次に次の

一条を加える。
第十四条ノ三 農林中央金庫ハ第十三条第一項第一号乃至第三号ノ業務及第十四条ノ規定スル業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ノ業務ヲ営ムコトヲ得
一 左ニ掲グル者ニ対シ十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付(ロニ掲グル者ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付)、手形ノ割引又ハ当座預金貸越ヲ為スコト
イ 第五条第一項ニ掲グル団体(ロニ掲グル者ヲ除ク)
ロ 農林水産業ヲ営ム者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ
二 前号ニ掲グル者以外ノ者ニシテ左ニ掲グルモノニ対シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付(ハニ掲グル法人ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付)、手形ノ割引又ハ当座預金貸越ヲ為スコト
イ 第五条第一項ニ掲グル団体ノ発達ヲ図ル為ニ必要ナル施設ヲ行フ法人
ロ 農林水産業ニ関スル事業ヲ営ム法人
ハ 農山漁村ニ於テ産業基盤若ハ生活環境ノ整備ノ事業ヲ行フ地方公共団体其ノ他ノ営利ヲ目的トセザル法人又ハ当該事業ヲ行フ其ノ他ノ法人ニシテ地方公共団体其ノ他ノ営利ヲ目的トセザル法人ガ主タル構成員若ハ出資者タルモノ
ニ 経済社会ノ発展ヲ図ル見地ヨリ貸付ヲ為スコトガ適切ト認メラルル法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ
三 銀行其ノ他ノ金融機関ニ対シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ貸付、手形ノ割引又ハ当座預金貸越ヲ為スコト
四 農林債券ノ所有者ニ対シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ当該債券ヲ担保トスル短期貸付ヲ為スコト

第十五条第一項第三号から第六号まで及び同条第二項を削る。
第十五条ノ二を削る。
第十六条中「記載セザル業務」を「規定スル業務及之ニ附随スル業務ヲ営ムノ外他ノ業務」に改め
第三十三條を次のように改める。
第三十三條 削除
第三十五條第三号中「本法ニ規定セザル業務」を「他ノ業務」に改める。
附則
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行に伴う農林中央金庫の定款の変更並びに副理事長及び理事の任命について必要な手続は、この法律の施行の日よりも前に行なうことができる。
3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。
第三条の三中「第十五条ノ二」を「第十四条ノ三」に、「同条中」主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内」とあるのは、「二十箇年以内」を「同条第一号中」十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付(ロニ掲グル者ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付)」とあり、同条第二号中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付(ハニ掲グル法人ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付)」とあるのは、「二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付」に改める。
5 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第五条中「第十五条ノ二」を「第十四条ノ三」

昭和四十八年五月十日 衆議院會議録第三十二号 農林中央金庫法の一部を改正する法律案外一案

に、「同条中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内」とあるのは、「二十箇年以内」を「同条第一号中「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付(ロニ掲グル者ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付)」とあり、同条第二号中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付(ハニ掲グル法人ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付)」とあるのは、「二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付」に改める。

6 農林地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十五条第一項を第十六条に改め、「業務上の余裕金をもつて」を削り、「若しくは増設する者又は工業導入地区内において実施計画で定める工場用地を取得し若しくは造成する営利を目的とし法人」を「又は増設する者」に改める。

理 由

農林水産業者の組織する協同組合等に対する金融の円滑化を図るために農林中央金庫が果たす役割の重要性等にかんがみ、その存立期間の制限に関する規定を削除して存続を図るとともに、農林水産業者、農山漁村において産業基盤又は生活環境の整備の事業を行なう法人等に対して資金の貸付けができるようにする等業務の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十八年三月六日
内閣総理大臣 田中 角榮

農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第十一項中「同項の下に」及び第五項を加え、同条第十項を削り、同条第九項中「同項の規定を」同項及び第五項の規定に、「同項第一号の」を「第一項第一号の」に改め、「附帯する事業」の下に並びに第六項の事業を加え、同条第八項中「第六項ただし書」を「第八項ただし書」に、「同項第八号又は第五項を」同項第八号に、「又は第三項」を、「第三項又は第五項」に、「又は当該信託の引受けを行なう」を、「当該信託の引受けを行ない、又は当該借入れをする」に改め、「属する者であつた者」の下に「(同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るもの所有権を取得した者を含む)」を加え、同条第七項を次のように改める。

組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けをすることができる。

- 一 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか若しくはその基本財産の額の過半を拠出してゐる営利を目的とし法人に対する資金の貸付けで政令で定めるもの
- 二 農林地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け(前号に掲げるものを除く。)
- 三 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

第十条第六項ただし書中「ただし」の下に、「農業協同組合にあつては第六項第五号、農業協同組合連合会にあつては同項第三号及び第五号の規定による施設に係る場合を除き」を加え、同条第五項を次のように改める。

組合員に出資をさせる組合は、第一項に規定

する事業のほか、次の事業の全部又は一部をあわせ行なうことができる。

一 組合員の委託を受けて行なうその所有に係る転用相当農地等(農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ)の売渡若しくは貸付け(住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。又は区画形質の変更の事業

二 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け(当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。の事業

三 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け(当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。の事業

第十条第五項の次に次の二項を加える。

第一項第二号の事業を行なう組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 手形の割引

二 国、地方公共団体若しくは定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務の保証又は当該金融機関の委任を受けてその債権の取立て

三 国内為替取引

四 有価証券の払込金の受入れ又はその元金

若しくは配当金の支払の取扱

五 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

組合は、前項第四号の事業を行なう場合には、商法第百七十五条第二項第十号及び第四項、第百七十八号並びに第百八十九号(これら

の規定を同法第二百八十条ノ十四において準用する場合を含む。並びに商業登記法第八十条第十号及び第八十二条第四号の規定の適用については、銀行とみなす。

第十条の二第二項中「事業の」の下に「種類その他事業の」を加える。

第十条の十一の次に次の二条を加える。

第十条の十二 組合が、第十条第五項の事業(以下「宅地等供給事業」という。)を行なうとするときは、宅地等供給事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の宅地等供給事業実施規程には、事業の実施方法及び宅地等供給事業に係る契約に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第十条の十三 組合が、第十条第六項第三号の事業を行なうとするときは、内国為替取引規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の内国為替取引規程には、事業の実施方法及び内国為替取引契約に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

内国為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第十二条第一項第五号中「その他当該農業協同組合」の下に「又は当該農業協同組合」を加える。

第三十一条の二第二項及び第三十八条第一項中「信託規程」の下に、宅地等供給事業実施規程、内国為替取引規程」を加える。

第四十条第二項中「若しくは信託規程」を「信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」に改める。

第四十四条第一項第二号中「及び信託規程」を「信託規程、宅地等供給事業実施規程及び内国為替取引規程」に改め、同項第六号中「農業協同組

合」を「農業協同組合」に改める。

合連合会が「一組合員」に改め、同条に次の一項を加える。

共済規程の変更で次の各号に該当するものについては、第一項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、定款で、総会の決議を経ることを要しないものとする事ができる。

一 当該共済規程の変更により第十條第一項第八号の事業の種類が変更されることとならないこと。

二 当該共済規程の変更に係る第十條第一項第八号の事業が、その変更の前後を通じて、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を他の組合の共済に付することを条件として実施されるものであること。

第六十四條第五項中「二人未満になつたを」を「欠けた」に改め、同条に次の二項を加える。

第十二條第二項第一号の規定による組合員が一人になつた農業協同組合連合会にあつては、第一項及び前二項の事由によるほか、次の事由によつて解散する。

一 第六十八條の二第一項の規定による権利義務の承継があつたこと。

二 第六十八條の二第二項において準用する第六十五條第二項の認可の申請につき不認可の処分があつたこと。

三 第六十八條の二第三項の期間内に前号に規定する認可の申請がなかつたこと。

農業協同組合連合会は、前項第三号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

第六十八條の次に次の一項を加える。

第六十八條の二 第十二條第二項第一号の規定による組合員が一人になつた農業協同組合連合会の同号の規定による組合員たる組合は、当該農業協同組合連合会の権利義務（当該農業協同組合連合会がその行なう事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む）を承継することができる。ただし、次の

各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 当該農業協同組合連合会が出資組合である場合において、その組合員に第十二條第二項第二号又は第三号の規定による組合員があるとき。

二 当該組合の当該農業協同組合連合会に対して有する持分が第三者の権利の目的となつていないとき。

前項の規定による権利義務の承継に關しては、第四十六條、第四十八條の二、第六十五條及び第六十七條の規定を準用する。この場合において、第六十五條第一項中「第四十八條の二第一項」とあるのは「第六十八條の二第二項において準用する第四十八條の二第一項」と、同条第三項中「第六十一條」とあるのは「第六十一條第一項から第四項まで」と読み替へるものと

する。

前項において準用する第六十五條第二項の認可の申請は、当該農業協同組合連合会の第十二條第二項第一号の規定による組合員が一人になつた日から六月以内にしなければならない。

第一項の規定による権利義務の承継があつたときは、被承継人たる農業協同組合連合会は、その時に消滅する。

第六十九條第一項中「破産」の下に「並びに第六十四條第七項第一号に掲げる事由」を加える。

第七十八條中「破産」の下に「並びに第六十四條第七項第一号に掲げる事由による解散」を加える。

第七十九條中「又は農事組合法人が合併する場合において、」を「若しくは農事組合法人が合併する場合において、」を「終つたとき」を「終つたとき又は第六十八條の二第一項の規定による権利義務の承継（以下この条、第八十五條第二項及び第三項並びに第九條第九号において「承継」という。）につき承継人たる組合及び被承継人たる農業協同組合連合会が承継に必要な行為を終つたとき」に、「合併後」を「合併又は承継後」に、「合併に因つて消滅する」を「合併又は承継によつて消滅する」に改める。

第八十五條第二項中「合併」の下に「若しくは承継」を加へ、「第七十三條第四項」を「第六十八條の二第二項及び第七十三條第四項」に改め、同条第三項中「合併」の下に「又は承継」を加へる。

第九十二條中「と読み替へる」を「と、同法第六十六條中「合併による」とあるのは「合併又は農業協同組合法第六十八條の二第一項の規定による権利義務の承継（以下「承継」という。）による」と、「合併により」とあるのは「合併又は承継により」と、「合併した」とあるのは「合併又は承継をした」と、同法第六十九條第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「合併後」とあるのは「合併又は承継後」と、同法第七十條第二項中「合併」とあるのは「合併又は承継」と読み替へる」に改める。

第九十三條、第九十四條第一項及び第二項並びに第九十四條の二第一項中「若しくは信託規程」を「信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは内國為替取引規程」に改め、同法第七十條第二項中「合併」とあるのは「合併又は承継」と読み替へる」に改める。

第九十五條第一項中「若しくは信託規程」を「信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは内國為替取引規程」に改め、同法第三項中「又は信託規程」を「信託規程、宅地等供給事業実施規程又は内國為替取引規程」に、「又は第十條の六第一項」を「第十條の六第一項、第十條の十二第一項又は第十條の十三第一項」に改める。

第九十八條第一項中「及び第七十三條の九第二項」を「第六十八條の二第二項及び第七十三條の九第二項」に改める。

第九十九條第一項中「一万円」を「二十万円」に改める。

第一百條第一項中「一万円」を「三万円」に改める。

第一百一條中「一万円」を「三万円」に改め、同条第二号の二の次に次の二号を加へる。

二の三 第十條の十二第一項の規定に違反したとき。

二の四 第十條の十三第一項の規定に違反したとき。

とき。

第一百一條第九号中「第七十三條第四項」を「第六十八條の二第二項及び第七十三條第四項」に、「減少し、又は」を「減少し、」に改め、「合併をし」の下に「又は出資組合に係る承継をし」を加へ、同条第十二号中「第六十四條第五項」の下に「若しくは第八項」を加へる。

第一百一條の二及び第一百一條の三中「一万円」を「三万円」に改める。

第二百二條中「千円」を「一万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の農業協同組合法第十條第五項の規定による事業を行なつてゐる組合は、改正後の同法第十條の十二の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年を限り、改正前の同項に規定する事業の範囲内において引き続きその事業を行なうことができる。

3 この法律の施行前に改正前の農業協同組合法第十條第十項の規定に基づく農業協同組合法施行令（昭和二十七年政令第二百七十一号）第二條第一項の承認を受けて定められた内國為替取引に關する規程でこの法律の施行の際現に存するものは、改正後の農業協同組合法第十條の十三第一項の承認を受けて定められた内國為替取引規程とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の七に次の一号を加へる。

十四 農業協同組合又は農業協同組合連合会が農業協同組合法第六十八條の二第一項の規定により権利を承継する場合における不動産の取得

6 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二

昭和四十八年五月十日 衆議院會議録第三十二号

農林中央金庫法の一部を改正する法律案外一案

朗読を省略した議長の報告

八九四

号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

7 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十一条の二の見出し中「合併」を「合併等」に、「免税」を「免税等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農業協同組合又は農業協同組合連合会が農業協同組合法第六十八条の二第一項の規定により権利を承継した場合における当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の六とする。

理由

最近における社会経済事情の変化に対応して、信用事業を行なう農業協同組合に対し新たに内国為替取引の事業能力を賦与する等その金融機能の拡充を図るほか、農業協同組合及び同連合会の行なう資金の貸付けの事業及び宅地等供給事業の範囲を拡大するとともに、正会員が一人になった農業協同組合連合会の権利義務をその正会員に承継させるみちをひろく等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長佐々木義武君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔佐々木義武君登壇〕

○佐々木義武君 ただいま議題となりました両案につきましても、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、両案の趣旨について申し上げます。

内閣提出、農林中央金庫法の一部を改正する法律案は、最近のわが国農林漁業をめぐるきびしい諸情勢の中で、農林中央金庫が農林水産業者の組織する協同組合等に対する中央金融機関としての役割がますます重要度を加えておりますことに対応し、本年十月に到来することになっている同金庫の存立期間に関する規定を削除して、引き続きその存続をはかることと、農林水産業者、農山漁村において、産業基盤または生活環境の整備の事業を行なう法人等に対して資金の貸し付けができるようにする等、その業務機能を拡充強化しようとするものであります。

次に、内閣提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案は、最近における農協系統金融をめぐる内外の諸情勢の変化をはじめ、社会経済事情の変化に対応して、信用事業を行なう農業協同組合に対し、新たに手形の割引、内国為替取引の事業能力を賦与する等、その金融機能の拡充をはかるほか、農業協同組合及び同連合会の行なう資金の貸し付け事業及び宅地等供給事業の範囲を拡大するとともに、正会員が一人になった農業協同組合連合会の権利義務を、その正会員に承継させる道を開く等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農林中央金庫法の一部を改正する法律案につきましては四月四日、また農業協同組合法の一部を改正する法律案につきましては四月十二日にそれぞれ政府から提案理由説明を聴取した後、両案を他の金融関係法案とともに一括議題に供して審査を進め、四月二十五日と五月九日の両日にわたり参考人より意見を聴取する等、慎重に審議を重ねてまいりました。

かくて、五月九日に両案の質疑を終了し、日本共産党・革新共同及び公明党よりそれぞれ反対の討論が行なわれた後、採決いたしましたところ、両案とも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議を付することに決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(中村梅吉君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(中村梅吉君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十分散会

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君
農林大臣 櫻内 義雄君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

加藤 紘一君 小此木彦三郎君
小林 正巳君 山村新治郎君
竹内 黎一君 阿部 喜元君
深谷 隆司君 西村 英一君
阿部 喜元君 竹内 黎一君
小此木彦三郎君 加藤 紘一君
西村 英一君 深谷 隆司君
山村新治郎君 小林 正巳君

商工委員

辞任

補欠

小山 省二君 前田 正男君
前田 正男君 小山 省二君

運輸委員

辞任

補欠

阿部 喜元君 野田 毅君
小此木彦三郎君 羽田 孜君
大竹 太郎君 梶山 静六君
關谷 勝利君 梶山 静六君

辞任

補欠

西村 英一君 愛野興一郎君
山村新治郎君 奥田 敬和君
愛野興一郎君 山村新治郎君
奥田 敬和君 西村 英一君

辞任

補欠

奥田 敬和君 山村新治郎君
梶山 静六君 大竹 太郎君
關谷 勝利君 阿部 喜元君
小此木彦三郎君

辞任

補欠

羽田 孜君 關谷 勝利君
高夫君 關谷 勝利君
高夫君 關谷 勝利君

辞任

補欠

關谷 勝利君 關谷 勝利君
高夫君 關谷 勝利君

辞任

補欠

安里積千代君 塚本 三郎君
塚本 三郎君 安里積千代君

辞任

補欠

安里積千代君 塚本 三郎君
塚本 三郎君 安里積千代君

辞任

補欠

塚本 三郎君 玉置 一徳君
玉置 一徳君 塚本 三郎君

辞任

補欠

越智 伊平君 稻葉 修君
近藤 鉄雄君 安倍晋太郎君
三塚 博君 安田 貴六君
吉永 治市君 佐々木秀世君

辞任

補欠

越智 伊平君 稻葉 修君
近藤 鉄雄君 安倍晋太郎君
三塚 博君 安田 貴六君
吉永 治市君 佐々木秀世君

辞任

補欠

越智 伊平君 稻葉 修君
近藤 鉄雄君 安倍晋太郎君
三塚 博君 安田 貴六君
吉永 治市君 佐々木秀世君

安倍晋太郎君
稲葉 修君
佐々木秀世君
安田 貴六君

近藤 鉄雄君
越智 伊平君
吉永 治市君
三塚 博君

地方行政委員

安田 貴六君

三塚 博君

外務委員

安田 貴六君

三塚 博君

愛野興一郎君
多田 光雄君
折小野良一君
坂田 道太君
平田 藤吉君
池田 禎治君

坂田 道太君
平田 藤吉君
池田 禎治君
愛野興一郎君
多田 光雄君
折小野良一君

文教科員

安田 貴六君

三塚 博君

坂田 道太君
高見 三郎君
林 大幹君
勝澤 芳雄君
山口 鶴男君
愛野興一郎君
片岡 清一君
戸井田三郎君
大原 亨君
下平 正一君

愛野興一郎君
戸井田三郎君
片岡 清一君
下平 正一君
大原 亨君
坂田 道太君
林 大幹君
高見 三郎君
山口 鶴男君
勝澤 芳雄君

社会労働委員

安田 貴六君

三塚 博君

瓦 力君
戸井田三郎君
小山 長規君
高見 三郎君
高見 三郎君

小山 長規君
高見 三郎君
瓦 力君
戸井田三郎君

農林水産委員

安田 貴六君

三塚 博君

辞任

安倍晋太郎君
小山 長規君
佐々木秀世君
安田 貴六君
大竹 太郎君
中川 一郎君
中村 弘海君
山村新治郎君
山村新治郎君
佐々木秀世君

補欠

中川 一郎君
中村 弘海君
山村新治郎君
山村新治郎君
佐々木秀世君

通信委員

米田 東吾君
平田 藤吉君
石野 久男君
多田 光雄君

補欠

石野 久男君
多田 光雄君
米田 東吾君
平田 藤吉君

建設委員

下平 正一君
勝澤 芳雄君
阿部 昭吾君
阿部 昭吾君
下平 正一君

補欠

勝澤 芳雄君
阿部 昭吾君
下平 正一君

予算委員

安里積千代君
塚本 三郎君
安里積千代君

補欠

塚本 三郎君
安里積千代君

決算委員

池田 禎治君
折小野良一君
池田 禎治君

補欠

折小野良一君
池田 禎治君

議院運営委員

塚本 三郎君
玉置 一徳君
塚本 三郎君

補欠

玉置 一徳君
塚本 三郎君

特別委員辞任及び補欠選任

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

上村千一郎君

公害対策並びに環境保全特別委員

松本 十郎君
上村千一郎君

補欠

上村千一郎君

上村千一郎君
松本 十郎君

一、昨九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

清水 徳松君
堂森 芳夫君
島本 虎三君
堂森 芳夫君
清水 徳松君

清水 徳松君
堂森 芳夫君
島本 虎三君
堂森 芳夫君
清水 徳松君

補欠

清水 徳松君
堂森 芳夫君
島本 虎三君
堂森 芳夫君
清水 徳松君

(議案提出)

一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

七号)

公害対策基本法案(中島武敏君外一名提出、衆法第一八号)
大気汚染防止法の一部を改正する法律案(中島武敏君外一名提出、衆法第一九号)
水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(中島武敏君外一名提出、衆法第二〇号)
騒音規制法の一部を改正する法律案(中島武敏君外一名提出、衆法第二一号)
公害委員会法案(中島武敏君外一名提出、衆法第二二号)
富士地域環境保全整備特別措置法案(内閣提出第一一五号)

以上六件

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

以上六件

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

以上六件

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

以上六件

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

以上六件

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

以上六件

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

以上六件

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

以上六件

公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

昭和四十八年五月十日 衆議院會議録第三十二号 議案に関する報告書

武敏君外一名提出)

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(中島武敏君外一名提出)

騒音規制法の一部を改正する法律案(中島武敏君外一名提出)

公青委員会法案(中島武敏君外一名提出)

一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出)

瀬戸内海環境保全特別措置法案(土井たか子君外三十名提出)

(質問書提出)

一、昨九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

地代家賃統制令に関する質問主意書(渡辺武三君提出)

アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

一九六四年、アフリカ諸国は、経済的開発及び社会的進歩に寄与するため、アフリカ開発銀行(以下「銀行」という。)を設立した。同銀行の融資は、通常の貸付条件であるため、緩和された条件による融資を必要とする国に対しての融資には制約がある。そのため、一九六六年以来、経済協力開発機構の開発委員会に参加する

先進国と銀行との間で、融資を補足する措置について検討が行なわれて来た。その結果、新たに国際金融機関を設立することが合意され、一九七二年十一月二十九日象牙海岸共和国のアビジャンでアフリカ開発基金(以下「基金」という。)を設立する協定が作成され、わが国は、同日この協定に署名した。

本協定は、アフリカ諸国の経済、社会的開発に貢献するため、銀行の融資活動を補足する国際金融機関としての基金を設立することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 銀行の構成国であるアフリカ諸国の経済、社会的開発に貢献するため、新たに銀行を補足する機関として基金を設立し、緩和された条件でこれら構成国に融資を行なうことを任務とする。

2 基金への参加者は、銀行及び本協定の締結国とし、その参加は、国際連合若しくはその専門機関の加盟国又は国際司法裁判所規定の当事国に開放される。

3 基金の資金は、銀行及び参加国の出資、基金が受領するその他の資金等からなり、銀行及び参加国は、自己に割り当てられた額を協定で定める条件及び手続により自由交換可能通貨で出資する。

4 基金は、銀行構成国の経済的、社会的開発を促進するための事業計画及び総合計画に対し、協定に定める条件及び手続に従い、貸付

けの形式により融資を行なう。

5 基金は、他の国際機関等と開発協力のための取極を結び、この協定の目的に適合する技術援助、その他基金の業務に伴う他の活動についてもこれを行なうことができる。

6 基金には、総務会、理事会及び総裁を置く。総務会は、基金のすべての権限を付与され、特定の権限を除き、その権限を理事会に委任することができる。理事会は、基金の業務全般を運営し、そのほか、総務会から委任された権限を行使する。また、基金の総裁は、銀行の総裁がなり理事会の議長となる。

7 総務会及び理事会における投票は、銀行は千票、参加国は総体として千票を有し、協定に別段の定めがある場合を除き、総務会及び理事会が決定すべきすべての事項は、参加者の総投票権数の四分の三以上の多数により決定する。

8 基金は、効果的にその目的を達成し、かつ与えられた任務を遂行することができるようにするため、課税免除及び特権を各参加国の領域において与えられる。

9 協定の不可分の一部である附属書Aは、基金の原参加者となる資格保有国並びに銀行及び原参加国の当初出資額、また、附属書Bは、理事の指名及び選定の手続を規定している。

本協定は、銀行及び附属書Aに定める当初出

資の総計が、五千五百万計算単位以上となる八の署名国がその批准書、受諾書又は承認書を銀行に寄託した日に効力を生ずることになつてゐる。

なお、国内法上の措置として基金への出資額及びその方法等を規定するため、政府は、「アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案」を別途本国会に提出している。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしたのである。

二 本件の議決理由

わが国が、本協定に参加することは、開発途上にある国との経済協力を積極的に推進し、国際社会において一層重要な役割を果たさんとするわが国の基本政策にも合致するものであり、またわが国とアフリカ諸国との友好関係の促進にも有益であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

わが国は、当初出資として、千五百万計算単位(一計算単位は、純金〇・八一八五一二六五グラムの価値を有する)に相当する金額の範囲内において、国債で出資することとしている。右報告する。

昭和四十八年五月九日

衆議院議長 中村 梅吉殿
外務委員長 藤井 勝志

千九百七十一年十二月二十日に國際連合総

会決議第二千八百四十七号 (XXV) によつ

て採択された國際連合憲章の改正の批准に

ついて承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

一九七一年十二月二十日國際連合第二十六回

總會の本會議は、國際連合憲章を改正する決議

第二八四七号を採択した。

本改正は憲章第六十一条を改め、經濟社会理事會の理事國数を現在の二十七から五十四に増加し、毎年九理事國を選挙することになつてゐるのを、十八理事國とすることを規定してゐる。

本改正は、憲章第八八条の規定に基づき、安全保障理事會のすべての常任理事國を含む國際連合加盟國の三分の二によつて批准されたときに、すべての國際連合加盟國に對し効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本改正の批准について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本改正を批准することは、經濟社会理事會の機能の強化とともに、經濟的、社会的分野における國際協力が一層促進されるものと期待されるので、妥當な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十八年五月九日

外務委員長 藤井 勝志

衆議院議長 中村 梅吉殿

農林中央金庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、農林水産業者の組織する協同組合等に対する金融の円滑化を図るために農林中央金庫が果たす役割の重要性等にかんがみ、その存立期間の制限に関する規定を削除して存続を図るとともに、農林水産業者、農山漁村において産業基盤又は生活環境の整備の事業を行なう法人等に対して資金の貸付けができるようにする等業務の範囲を拡大しようとするものであり、その要旨は次のとおりである。

1 存立期間に関する規定の整備

農林中央金庫の存立期間は設立許可の日から五十年となつてゐるが、この規定を削除すること。

2 業務代理機關の追加

農林中央金庫が業務代理を行なわせることができる機關として農業協同組合、漁業協同組合等を追加すること。

3 役員制度 (副理事長及び理事の任命方法) の改善

副理事長及び理事は理事長が任命することとなつてゐる現行の規定を、副理事長及び理

事は定款の定めるところにより出資者總會の同意を得て理事長が任命するものと改めること。

4 農林中央金庫の業務の改善強化

(1) 内國為替業務を一般的に行なえるようにするとともに、新たに外國為替業務も行なえるようにすること。

(2) 農林水産業者を営む者に対して直接貸付が行なえるようにすること。

(3) 農山漁村において産業基盤若しくは生活環境の整備の事業を行なう地方公共団体その他の法人に對し貸付けが行なえるようにすること。

(4) 經濟社会の發展を図る見地から貸付けを行なうことが適切であると認められる法人に對しても貸付けが行なえるようにすること。

(5) 預金の受入れの業務、保護預りの業務、附隨業務等農林中央金庫の業務に関する規定につき所要の整備を行なうこと。

5 その他

その他所要の規定の整備を行なうこと。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

農林漁業金融に果たす農林中央金庫の役割の

重要性にかんがみ、同金庫の金融機能を拡充強化しようとする本案の内容は妥當なものと認め、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に對し、別紙のとおり附帶決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十八年五月九日

農林水産委員長 佐々木義武

衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

農林中央金庫法の一部を改正する法律案に對する附帶決議

農林中央金庫は、今後も農林水産業者の組織する協同組合等の中央金融機關としての基本的性格を維持しつつ、わが國農林水産業とこれとよりまゝ諸情勢の變化に對して、所屬団体及び農林水産業の發展のための金融業務を中心に適正に業務を行なう責務を帯びてゐる。今回五十年の時限を解消し一部改正されたが、なお十分とはいえず近い將來農林金融に適するよう抜本的改正を行なう必要があると思考される。よつて、政府は、本法施行に当たつては、同金庫の金融機能が十分に發揮されるようその自主性を尊重しながら左記事項について適切な措置を講ずるべきである。

記

一 農林水産業者に對する直接貸付については、所屬団体の機能を補完する見地から、系統組織

の行なり経営指導と関連しつつ相互の連絡調整に十分配慮して行なわせること。

二 地域開発資金の貸付けに当たつては、当該地域の農林漁業者の意向を十分尊重し、特に農山漁村の振興発展に寄与するものに限定して行なわせることも、特認法人に対する貸付けについてはその対象法人の選定を特に慎重にすること。

三 消費生活協同組合に対する貸付けについては、その融資条件等について所屬団体に準じたものとするよう努めること。

四 副理事長および理事の任命に当たつては、系統組織の意向が適確に反映されるよう運用面で十分配慮すること。

五 自己資本の充実、資金コストの引下げ、事務の効率化等経営体質の改善強化と金融の効率化につきなお一層の努力を行なうこと。

六 農林中央金庫の業務に対する従来の指導監督のための諸手続については業務の実態に即し、その簡素化をはかるとともに関連産業、特に総合商社への融資については投機等の行為が行なわれないように努めること。

なお、新たな業務については適正な実施を確保するため適切な指導を行なうこと。
右決議する。

農業協同組合法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会経済事情の変化に対応して、農業協同組合に対し新たな事業能力を賦与すること等を目的としたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 組合の金融機能の拡充

信用事業を行なう農業協同組合は次の事業を、信用事業を行なう農業協同組合連合会は次の(4)の事業をそれぞれ新たに組合員のために行なうことができるものとする。

(1) 手形の割引

(2) 国、地方公共団体又は定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務の保証等

(3) 内国為替取引

(4) 有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱い

(5) 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

2 資金の貸付範囲の拡大

組合が員外利用制限のワケ外で行なうことができる資金の貸付けに、次のものを加えるものとする。

(1) 地方公共団体が主たる構成員、出資者等となつて営利を目的としない法人に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

(2) 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるもの

ものの貸付け

3 組合の行なう宅地等供給事業の事業範囲の拡大

出資組合は、新たに、組合員から委託を受けて転用相当農地等を貸し付け、又は組合員から借り入れ若しくは買い入れた転用相当農地等を貸し付ける事業及び組合員からの委託等により転用相当農地等において住宅その他の施設を建設し、これらの施設を売り渡し、又は貸し付ける事業を行なうことができるものとする。

4 諸規程の整備

宅地等供給事業及び内国為替取引の事業の適正な実施を確保するため、これらの事業を行なう組合は、総会の決議を経て、宅地等供給事業実施規程及び内国為替取引規程を定め、行政庁の承認を受けなければならないものとする。

5 准組合員資格の範囲の拡大

農業協同組合又は農業協同組合及び農民が主たる構成員又は出資者となつている団体は、当該農業協同組合の准組合員となることのできるものとする。

6 共済規程の変更手続の簡素化

一定の要件をみたす共済規程の変更については、政令で定めるところにより、定款で、総会の決議を経ることを要しないものとする。ことができるものとする。

7 農業協同組合連合会の権利義務のその組合員たる組合による包括承継

農業協同組合連合会が、会員数が減少したことにより法定解散する場合において、その会員たる組合が当該農業協同組合連合会の機能を円滑に承継することができるよう、合併と同様な手続によつてその権利義務を包括承継するみちをひろくものとする。

8 その他

以上のほか、罰則等に関し所要の規定の整備を行なうこと。

二 議案の可決理由

本案は、最近における社会経済事情の変化等にかんがみ、農業協同組合の事業能力の拡充を図る措置等として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十八年五月九日

農林水産委員長 佐々木義武

衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近のわが国農業をめぐる厳しい諸情勢のなかで、農業協同組合の果たすべき役割が極めて大きなものとなつていゝ現状にかんがみ、今後の農業

協同組合の組織管理、事業運営等については、その本来の使命をふまえつつ、より一層の改善整備を図ることが緊要である。

よつて、政府は、本法の施行にあたり、とくに左記事項について適切な措置を講ずべきである。

記

一 農業協同組合の手形の割引、内国為替取引等の金融機能の拡充については、その安全なる運営確保のため、業務執行体制の整備等につき所要の措置を講ずること。

二 地域開発関係資金の貸付範囲の拡大に伴い、これが組合員に対する融資の円滑化を妨げることのないよう十分指導すること。

三 農業協同組合の宅地等供給事業については、農協本来の目的にかんがみ、優良農地の確保を旨としつつ組合員の委託によることを原則としていやくも投機的行為にはしるることのないよう十分配慮すること。

四 生鮮食料品等の農産物の流通合理化に資するため、農協系統組織と消費生活協同組合との連携等により生産地と消費地との直結体制を強化するよう指導するとともに、消費生活協同組合が必要とする資金につき農協系統資金の活用を図ること。

五 農業協同組合の事業運営については、農業生産指導及び販売等の事業部門の拡充強化を図るとともに、いわゆる都市農協のあり方を含めた農協全般の組織運営等について所要の検討を行

なうこと。

六 農業協同組合の経営近代化を促進するため、職員給与及び労働条件の改善等につき適切な指導を行なうこと。

七 農業協同組合の適正な事業運営と責任体制を確保するため、とくに行政庁による検査体制の強化拡充を図り、検査結果については速やかに行政指導を行なうこと。
右決議する。

昭和四十八年五月十日 衆議院會議録第三十二号

九〇〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円
(送料別)

発行所
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(六代)